

# 付 属 資 料



## 付 属 資 料

1. 環 境 基 準  
〔大気汚染、水質汚濁（底質除去基準、排出基準を含む）、騒音、航空機騒音、  
新幹線騒音〕
2. クリーンエアプラン ' 7 3 …… 抜粋  
（大気汚染防止基本計画）
3. クリーンウォータープラン …… 抜粋  
（水質汚濁防止対策）
4. 大阪市廃棄物処理計画 …… 抜粋  
（大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会事業計画の概要を含む）
5. 大阪市公害対策審議会（諮問、答申、意見）
6. 昭和 5 1 年度大阪市公害関係予算総括表
7. 公害関係職員数（環境保健局）
8. 環境保健局環境部組織機構
9. 大阪市公害対策本部組織
10. 公害関係協議会等一覧表
11. 公害関係の主なでき事（昭和 5 1 年 4 月～昭和 5 2 年 6 月）

# 1 環 境 基 準

## 1. 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月16日 環境庁告示第35号)

公害対策基本法第9条第1項による大気の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)およびその達成期間は、次のとおりとする。

### (1) 環 境 基 準

ア 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。

イ アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

ウ アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

### (2) 達 成 期 間

ア 一酸化炭素、浮遊粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。

イ 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。

ウ 二酸化窒素に係る環境基準は、維持されまたは5年以内においてできるだけ早期に達成されるよう努めるものとする。ただし、過度の人口集中地域または大規模工業立地地域であって、総合的な対策を講じて5年以内に当該環境基準が達成されることが困難な地域にあっては、次の中間目標が5年以内に達成されるとともに、脱硝技術その他の画期的な防止技術の実用化等の諸施策をさらに推進することにより、8年以内に当該環境基準が達成されるよう努めるものとする。

中間目標 一 年間を通じて、二酸化窒素の1時間値の1日平均値が0.02 ppm 以下である日数が総日数に対し60パーセント以上維持されること。

別 表

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光 化 学 オキシダント
環境上の 条 件	1時間値の1日 平均値が 0.04 ppm 以下であ り、かつ、1時 間値が 0.1 ppm 以下であること。	1時間値の1日 平均値が 10 ppm 以下であり、か つ、1時間値の 8時間平均値が 20 ppm 以下で あること。	1時間値の1日 平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であ り、かつ、1時 間値が 0.20 mg /m <sup>3</sup> 以下である こと。	1時間値の1日 平均値が 0.02 ppm 以下であ ること。	1時間値が 0.06 ppm 以下であ ること。
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分 析計を用いる方 法	濾過捕集による 重量濃度測定方 法またはこの方 法によって測定 された重量濃度 と直線的な関係 を有する量がえ られる光散乱法	ザルツマン試薬 を用いる吸光光 度法	中性ヨウ化カリ ウム溶液を用い る吸光光度法ま たは電量法

備 考

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

## 2. 水質汚濁に係る環境基準

( 昭和46年12月28日 環告59号 )  
 改正 昭和49年環告63号  
 同 昭和50年環告8号

### (1) 人の健康の保護に関する環境基準

	カドミウム	ミアン	有機磷	鉛	クロム(6価)	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	PCB
基準値	0.01 ppm 以下	検出されないこと	検出されないこと	0.1 ppm 以下	0.05 ppm 以下	0.05 ppm 以下	0.0005 ppm 以下	検出されないこと	検出されないこと
対象水域	全 公 共 用 水 域								
達成期間	直ちに達成し、維持するよう努める。								

- (注) 1 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定された。
- 2 基準値は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値については年間平均値とする。
- 3 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 「検出されないこと」とは、定量限界以下をいう。以下生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。
- なお、アルキル水銀の項目については、ガスクロマトグラフ法及び薄層クロマトグラフ分離-原子吸光光度法の両方法によってアルキル水銀を検出した場合以外の場合をいうものとする。
- 5 総水銀に係る基準値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、0.001 ppm以下とする。

## (2) 生活環境の保全に関する環境基準

## ア 河 川

項目	類型	AA	A	B	C	D	E
	利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
水素イオン濃度 (pH)		6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)		1 ppm 以下	2 ppm 以下	3 ppm 以下	5 ppm 以下	8 ppm 以下	10 ppm 以下
浮遊物質 (SS)		25 ppm 以下	25 ppm 以下	25 ppm 以下	50 ppm 以下	100 ppm 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量 (DO)		7.5 ppm 以上	7.5 ppm 以上	5 ppm 以上	5 ppm 以上	2 ppm 以上	2 ppm 以上
大腸菌群数		50MPN /100ml以下	1,000MPN /100ml以下	5,000MPN /100ml以下	—	—	—
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-1のとおりとする。						

(注) 1 基準値は、日間平均値とする(海域もこれに準ずる)。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 ppm 以上とする。

3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。

4 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。

水道2級：沈でろ過等による通常の浄水操作を行うもの。

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。

5 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。

水産3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用。

6 工業用水1級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの。

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの。

7 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度。

イ 海 域

項目	類型	A	B	C	対象水域等
	利用目的の適応性	水産1級浴水 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	環境保全	
水素イオン濃度 (pH)		7.8 以上 8.3 以下	7.8 以上 8.3 以下	7.0 以上 8.3 以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-2のとおりとする。
化学的酸素要求量 (COD)		2 ppm 以下	3 ppm 以下	8 ppm 以下	
溶存酸素量 (DO)		7.5 ppm 以上	5 ppm 以上	2 ppm 以上	
大腸菌群数		1,000 MPN / 100 ml 以下	—	—	
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)		検出され ないこと	検出され ないこと	—	

(注) 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100 ml 以下とする。

2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。

3 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用。

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。



図一 大阪市内河川 水質環境基準 類型図

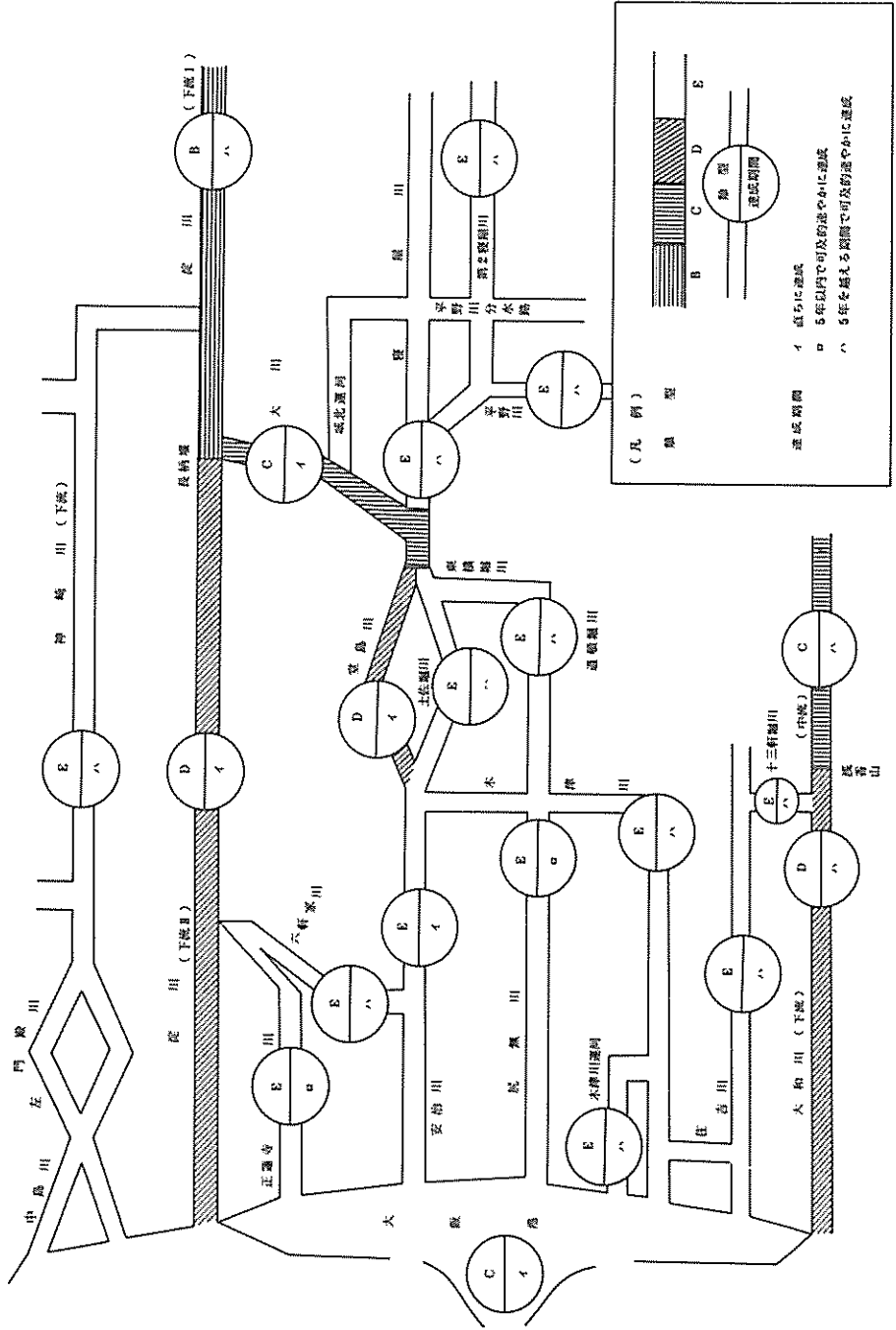
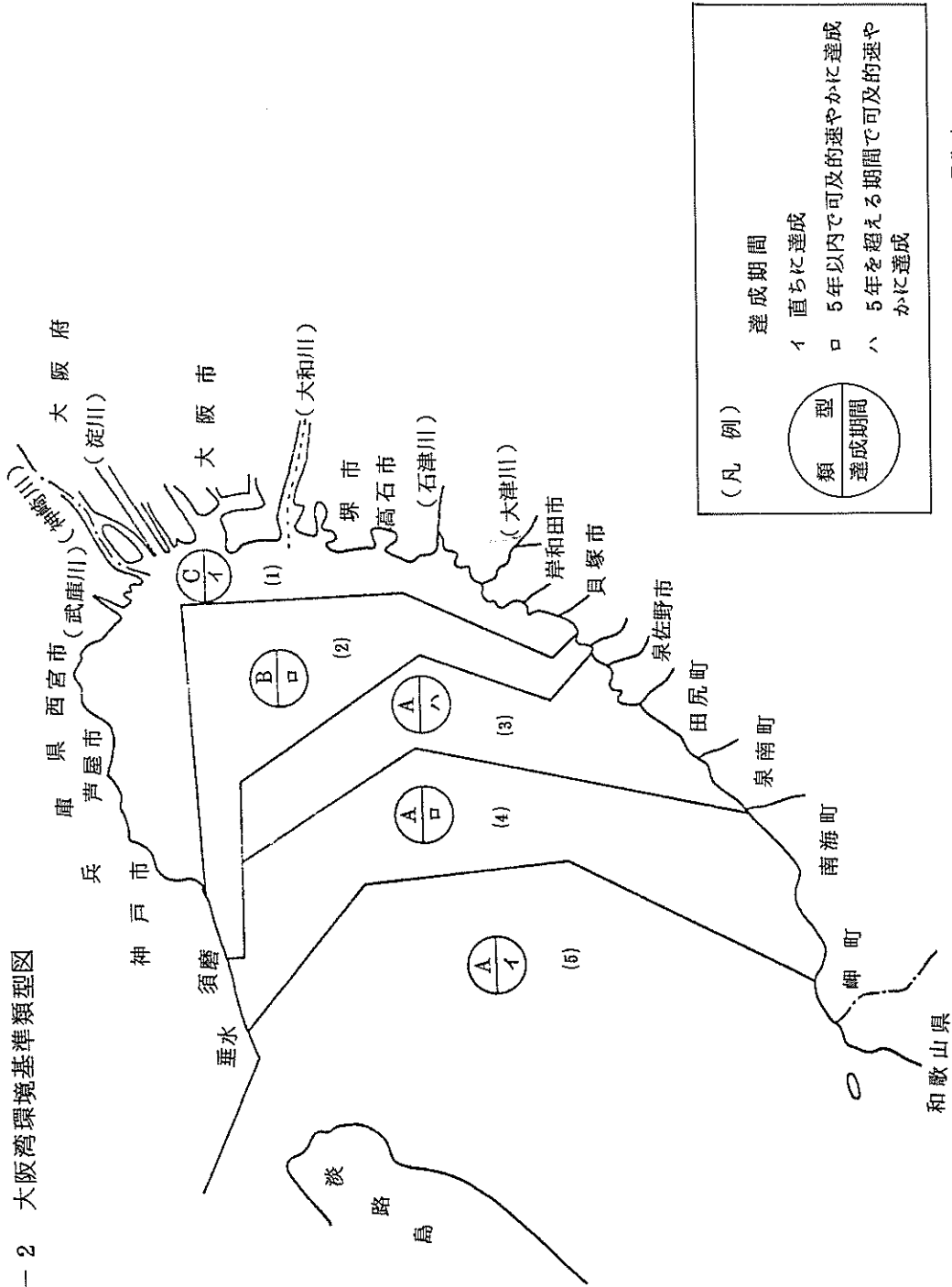


図-2 大阪湾環境基準類型図



(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付け 環水管第119号)

1) 底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

2) 底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付け環水管第120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあってはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあっては隣り合う2点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度とし、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

別紙 1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、海域においては次式により算出した値（C）以上とし、河川及び湖沼においては 25 ppm 以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \text{ (ppm)}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

(1) 平均潮差（m）は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる 4 地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

1) 漁業が行われていない水域においては、10 とする。

2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類（エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね $\frac{1}{2}$ 以下である水域においては、50 とする。

3) 2)の割合がおおむね $\frac{1}{2}$ を超える水域においては、100 とする。

別紙 2

PCB を含む底質の暫定除去基準

PCB を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、10 ppm 以上とする。

なお、魚介類の PCB 汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

## (4) 法令による排水規制基準

52.4.1 現在

項目	根拠法令	水質汚濁 防止法	大阪府公害防止条例(上乘せ)		下水道法
			非上水源地域	許可 排出基準 (上水源地域)	大阪市下水道条例 ※4
有害物質 (健康項目)	カドミウム		0.1	0.01	0.1
	シンアン		1	N.D.	1
	有機リン		1	N.D.	1
	鉛		1	0.1	1
	クロム(6価)		0.5	0.05	0.5
	ヒ素		0.5	0.05	0.5
	総水銀		0.005	0.005	0.005
	有機水銀		N.D. ※2	N.D.	N.D.
	P C B		0.003	0.003	0.003
その他 (生活環境項目)	P H	5.8~8.6※1	5.8~8.6		5~9又は5.7~8.7
	BOD 最高	160	別表のとおり		600又は300
	〃(日間平均値)	(120)			(2,600)
	COD 最高	160			—
	〃(日間平均値)	(120)			—
	浮遊物 最高	200			600又は300
	〃(日間平均値)	(150)			(2,600)
	油(鉱物油)	5			5
	〃(動物植物油)	30			30
	フェノール類	5	既設5(大和川上流及び淀川1)新設1		5
	銅	3	3		3
	亜鉛	5	5		5
	鉄	10	10		10
	マンガン	10	10		10
	クロム	2	2		2
ふっ素	15	15		15	
ほり素	—	2		—	
大腸菌群数	(3,000)	(3,000)……※3		—	
温度	—	—		45℃又は40℃	
ヨ一素消費量	—	—		220	
色又は臭気		放流先で支障をきたさない			

(この基準は大阪市の地域に関係あるものの抜すいである)

注※1 海域に排出する場合はpH5.0~9.0

2 N. D. とは「検出されないこと」を示す

3 大腸菌群数は、1 ml中のコ数で示す

4 下水道法の数値は、除害施設を設ける義務のない上限を示す

BOD、SSについては大阪市下水道条例の規定にもとづく、汚水排除の承認を受けたものに限り、2,600 ppmを限度して基準を適用する。

(別表) 新条件による上乘せ基準一覧表

1 下水道終末処理施設、し尿処理施設および共同処理施設以外の施設を設置する工場・事業場(但

新設 既設 の別	業種	平均日排水量 (m <sup>3</sup> /日)	BOD および COD							
			大和川上流		寝屋川 大和川下流		神崎川 大阪市内		大和川上流	
			日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大
既設	食料品製造業	30以上～50未満	120	150	120	150	120	150	150	200
		50～200	60	80	80	100	100	120	80	100
		200～1,000	45	60	60	80	70	90	70	90
		1,000～5,000	30	40	30	40	35	45	60	80
		5,000以上	25	30	25	30	25	30	50	65
	繊維工業	30～50	120	150	120	150	120	150	150	200
		50～200	80	100	100	120	100	120	100	120
		200～1,000	50	65	70	90	80	100	70	90
		1,000～5,000	35	45	40	50	50	65	60	80
		5,000以上	25	30	25	30	25	30	50	65
	パルプ・紙 紙加工品製造業	30～50	120	150	120	150	120	150	150	200
		50～1,000	80	100	80	100	100	120	120	150
		1,000～5,000	50	65	50	65	60	80	90	110
		5,000以上	30	40	30	40	30	40	60	80
	化学工業	30～50	120	150	120	150	120	150	150	200
		50～200	80	100	80	100	100	120	100	120
		200～1,000	50	65	60	80	80	100	70	90
		1,000～5,000	35	45	40	50	50	65	50	65
		5,000以上	25	30	30	40	30	40	30	40
	鉄鋼業 非鉄金属製品製造業 機械器具製造業	30～50	120	150	120	150	120	150	150	200
50～200		50	65	60	80	60	80	100	120	
200～1,000		30	40	35	45	40	50	70	90	
1,000～2,000		30	40	35	45	40	50	70	90	
2,000～5,000		20	25	20	25	20	25	60	80	
5,000以上		10	15	10	15	10	15	40	50	
石油製品 石炭製品 製造業	30～50	120	150	120	105	120	150	150	200	
	50～500	50	65	50	65	50	65	120	150	
	500～1,000	30	40	30	40	30	40	80	100	
	1,000～5,000	30	40	30	40	30	40	80	100	
	5,000以上	10	15	10	15	10	15	40	50	
なめし皮・同製品 毛皮製造業・へ い獣取扱業と畜 場・畜産農業等	30～50	120	150	120	150	120	150	150	200	
	50～1,000							120	150	
	1,000～5,000									
	5,000以上									

し、BOD、CODについては特定海水使用工場を除く)

S S				実 施 日 等	*下水道整備地域内(旧条例)				備 考
寝 屋 川 大和川下流 水域		神 崎 川 大阪市内 水域			BODおよびCOD		S S		
日平均	最 大	日平均	最 大		日平均	最 大	日平均	最 大	
150	200	150	200	51.11.1 (但し酵母製造業水飴製造業に属するものは51.11.1)	20	25	70	90	*旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
100	120	120	150						
80	100	100	120						
60	80	60	80						
50	65	50	65	50.11.1	20	25	70	90	*旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
150	200	150	200						
120	150	120	150						
100	120	100	120						
70	90	70	90	51.11.1	20	25	70	90	*旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
50	65	50	65						
150	200	150	200						
120	150	120	150						
90	110	90	110	51.11.1	20	25	70	90	*旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
60	80	60	80						
150	200	150	200						
100	120	120	150						
80	100	100	120	51.11.1	20	25	70	90	*旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
60	80	70	90						
40	50	40	50						
150	200	150	200						
120	150	120	150	51.11.1	20	25	70	90	*旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
70	90	80	100						
70	90	80	100						
60	80	60	80						
40	50	40	50	51.5.1	20	25	70	90	*旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
150	200	150	200						
120	150	120	150						
80	100	80	100						
80	100	80	100	51.5.1	20	25	70	90	*旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
40	50	40	50						
150	200	150	200						
120	150	120	150						
120	150	120	150	51.11.1	20	25	70	90	*旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
120	150	120	150	51.5.1	20	25	70	90	*旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
				50.11.1					

新設 既設 の別	業種	平均日排水量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	BODおよびCOD							
			大和川上流		寝屋川 大和川下流水域		神崎川 大阪市内水域		大和川上流	
			日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大
既	ガス業	30以上～50未満							150	200
		50～1,000	50	65	50	65	50	65		
		1,000～5,000							50	65
		5,000以上								
既	洗たく業	30～50	120	150	120	150	120	150	150	200
		50～1,000								
		1,000～5,000	100	120	100	120	100	120	120	150
		5,000以上								
設	その他の業種	30～50	120	150	120	150	120	150	150	200
		50～200	60	80	80	100	80	100	100	120
		200～1,000	40	50	50	65	60	80	80	100
		1,000～5,000	25	30	30	40	40	50	60	80
		5,000以上	20	25	25	30	30	40	40	50
新設	すべての業種	30～200	15	20	20	25	20	25	50	65
		200～5,000	10	15	15	20	20	25	30	40
		5,000以上	5	10	5	10	5	10	20	25

2 共同処理施設を設置する工場又は事業場

既設	共同処理施設を設置する工場等	30～1,000	40	50	60	80	100	120	80	100
		1,000～5,000	30	40	50	65	80	100	70	90
		5,000～10,000	30	40	50	65	80	100	70	90
		10,000以上	20	25	30	40	40	50	60	80
新設	同上	30以上	20	25	20	25	20	25	50	70

3 下水道終末処理施設およびし尿処理施設を設置する工場又は事業場（従来通り）

区	分	※ BOD・COD (日平均)	SS (日平均)	水質汚濁防止法 <( )は最大値>		実施日等 (但し条例)
				BOD・COD	SS	
既設	活性汚泥法	20	70	120 (160)	150 (200)	49.11.1
	標準散水ろ床法					
	高速散水ろ床法 モディファイドエアレーション					
設	沈でん法	120	150			
	新設	20	70			

※ CODについては現在適用されておらず実施は別途告示される。



S S				実 施 日 等	※ 下水道整備区域内(旧条例)				備 考
寝屋川 大和川下流		神崎川 大阪市内			BODおよびCOD		S S		
日平均	最大	日平均	最大		日平均	最大	日平均	最大	
150	200	150	200	51.11.1	20	25	70	90	※ 旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
50	65	50	65						
				51.5.1					
				50.11.1					
150	200	150	200	51.11.1					
120	150	120	150	51.5.1					
				50.11.1					
150	200	150	200	51.11.1					
120	150	120	150						
90	110	100	120						
70	90	80	100	51.5.1					
60	80	70	90	50.11.1					
50	65	50	65	49.11.1					
50	65	50	65						
20	25	20	25						

100	120	120	150	51.11.1	20	25	70	90	同 上
90	110	110	130	51.5.1					
90	110	110	130	50.11.1					
70	90	80	100						
50	70	50	70	49.11.1					

区 分		BOD・COD (日平均)	実施日等
し尿 浄化 槽	建築基準法施行令(昭和25年政令238号) 第32条第1項の規定に基づき特定行政庁が 衛生上特に支障があると認めて規則で指定す る区域	処理対象人員 501人以上	30
	そ の 他 の 区 域	以上 以下 501人～2,000人	60
		2,001人以上	30
そ の 他 の し 尿 処 理 施 設		30	49.11.1

4 特定海水使用工場\*

新設 既設 の別	業 種	平均日排水量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	BODおよびCOD		実施日等
			日平均	最大	
既	化 学 工 業	5,000 $\text{m}^3$ 未 満	23	28	51. 5.1
		5,000以上~10,000未 満	21	26	
		10,000 ~ 20,000	19	24	
		20,000 ~ 50,000	17	22	
		50,000 ~ 200,000	13	18	
		200,000 以上	10	15	
	鉄 鋼 業	5,000 $\text{m}^3$ 未 満	12	17	51. 5.1
		5,000 以上	10	15	50.11.1
	ガ ス 業	5,000 $\text{m}^3$ 未 満	31	40	50.11.1
		5,000 ~ 10,000	28	38	
		10,000 ~ 20,000	23	28	
		20,000 ~ 50,000	18	23	
		50,000 ~ 200,000	11	16	
		200,000 以上	10	15	
	そ の 他 の 業 種	5,000 未 満	13	18	
5,000 ~ 10,000		12	17		
10,000 ~ 20,000		11	16		
20,000 ~ 50,000		10	15		
50,000 以上		9	14		
新設	すべての業種		5	10	49.11.1

\* 港湾法第2条第3項に規定する港湾区域又は大阪府の区域に属する海域の水を1日当たり平均的に1,000  $\text{m}^3$  以上を使用する工場等をいう。

5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

	平均日排出量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	新 条 例		*** 下水道整備区域		備 考	
		鉱 油 類	動植物油脂	鉱 油 類	動植物油脂		
既 設	30以上~1,000未 満	5	30	(5)	10	実施日は表-1と 同じ。 ***の値の方が小 さい場合は新条例 にかかわらず*** の値を適用する。	
	1,000 ~ 5,000	4	20		10		
	5,000 以上	3	10				
新 設	30 ~ 1,000	4	10				10
	1,000 ~ 5,000	3	10				
	5,000 以上	2	5				

### 3. 騒音に係る環境基準

(昭和46年5月25日 閣議決定)

地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下道路に面する地域という。)については、目標値は上表によらず次表の基準値に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

注 本目標値は航空機騒音、鉄道騒音および建設騒音には適用しないものとする。

地域の類型	該当地域
AA	大阪市内該当なし
A	第一種住居専用地域(市内該当なし)、第二種住居専用地域、住居地域
B	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和47年大阪府公告第307号)  
(昭和49年大阪府公告第135号)

### 4. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
I	70以下
II	75以下

地域の類型Ⅰ、Ⅱについては次の通りである。

地域の類型	該 当 地 域
Ⅰ	第一種住居専用地域（市内該当なし）、第二種住居専用地域、住居地域
Ⅱ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

（昭和51年 大阪府公告第90号）

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分	達成期間	改 善 目 標
新設飛行場 第3種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
第2種空港（福岡空港を除く）	A 5年以内 B	
新東京国際空港	10年以内	5年以内に、85WECPNL未滿とすること又は、85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。
第1種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1. 5年以内に、85WECPNL未滿とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2. 10年以内に、75WECPNL未滿とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。

WECPNL（Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level 荷重等価平均感覚騒音レベル）

1日2～3回だったら、かなり騒音レベルの高いものであっても、少しはがまんでくるとしてもこれが数百回ともなれば、騒音レベルが低くてもうるさくてかなわないということになる。また、同じ大きさの騒音でも昼とせずかな夜では、夜の方がより「うるさい」と感じる。

このように騒音のくり返し効果も考え、さらに、同じ大きさの騒音でも夜の方に重みをかけて〔Weighted〕作られた単位がWECPNLである。

$$WECPNL = dB(A) + 10 \log N - 27$$

$$\text{ただし、} N = N_2 + 3N_3 + 10(N_4 + N_1)$$

$N_2$  : 昼（AM7～PM7）の機数

$N_3$  : 夕（PM7～PM10）の機数

$N_4$  : 深夜（PM10～PM12）の機数

$N_1$  : 深夜（AM0～AM7）の機数

## 5. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70ホン以下
II	75ホン以下

地域の類型I、IIについては次のとおりである。

地域の類型	地域類型を当てはめる地域
I	第一種住居専用地域(市内該当なし)、第二種住居専用地域、住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型を当てはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より両側300m以内の地域

(昭和51年 大阪府公告第147号)

環境基準は、関係行政機関及び地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の 沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道 に係る期間	工事中新幹線鉄 道に係る期間	新設新幹線鉄道 に係る期間	
a	80ホン以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に 直ちに	
b	75ホンを超え 80ホン未満の 区域	イ	7年以内		開業時から 3年以内
		ロ	10年以内		
c	70ホンを超え 75ホン以下の区域	10年以内	開業時から5年以内		

備考 bの区域中イとは、地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

## 2 クリーンエアプラン'73（大気汚染防止計画）

…………… 抜 粋

（昭和48年11月）

### 1. 計画目標および達成期限

本計画の汚染物質目標濃度基準および達成期限については、中央公害対策審議会ならびに大阪市公害対策審議会の答申（昭和48年7月23日）などにもとづいて人の健康にかかる被害の防止を主眼におき、長期目標として疫学的な観点から直接的にも間接的にも人の健康に影響がないと考えられる閾値濃度すなわち環境基準を達成、維持することとし、さらにできるかぎり人の生活環境を良好にすることを目標に次表のとおり定める。

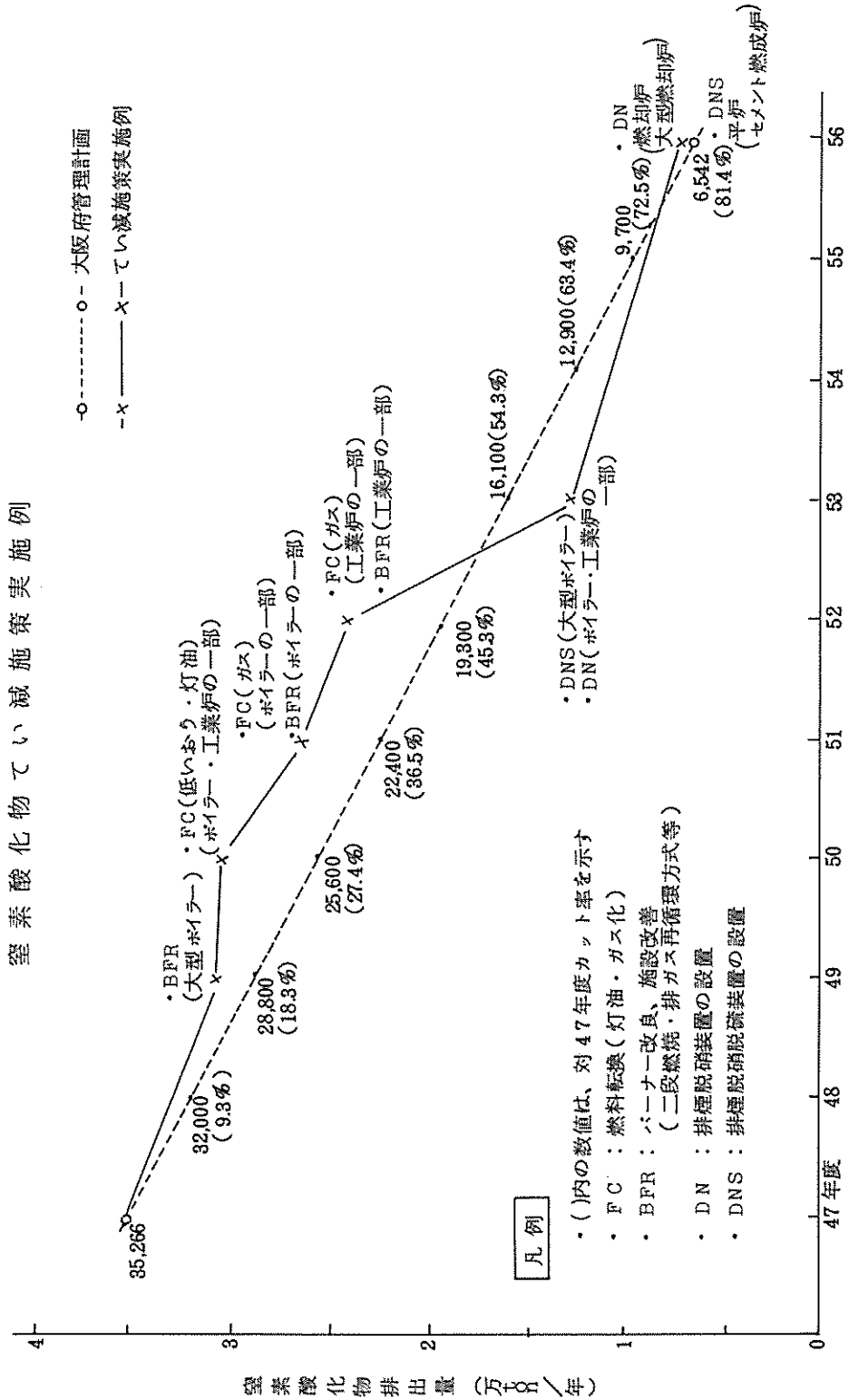
なお、すべての汚染物質について、今後改定、追加される環境基準値を検討し、計画内容の適切な改定、追加を行なっていくものとする。

計 画 目 標 お よ び 達 成 期 限

項目 物質	目 標	達成期限	対象区域	摘 要
二酸化 いおり	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下であり、 かつ1時間値が0.1ppm 以下	昭和53年度ま でに達成	大阪市域全域 (ただし、工業 専用地域、車 道、その他一 般公衆が通常 生活していな い地域または 場所を除く)	昭和48年5月16日 環境庁告示第35号 (環境基準)
浮遊粒子状 物 質	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、 かつ1時間値が0.20mg /m <sup>3</sup> 以下	昭和56年度ま でに達成		昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 (環境基準)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.02ppm以下	昭和56年度ま でに達成 中間目標として 昭和53年度ま でに60%達成		昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 (環境基準)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm以下であり、か つ1時間値の8時間平均 値が20ppm以下	昭和56年度ま でに達成		昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 (環境基準)
光化学 オキシダント	1時間値が0.06ppm以 下	昭和56年度ま でに達成		昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 (環境基準)
悪 臭	大部分の地域住民が日常 生活において感知しない 程度	昭和56年度ま でに達成		

## 2. 目標達成のための方策

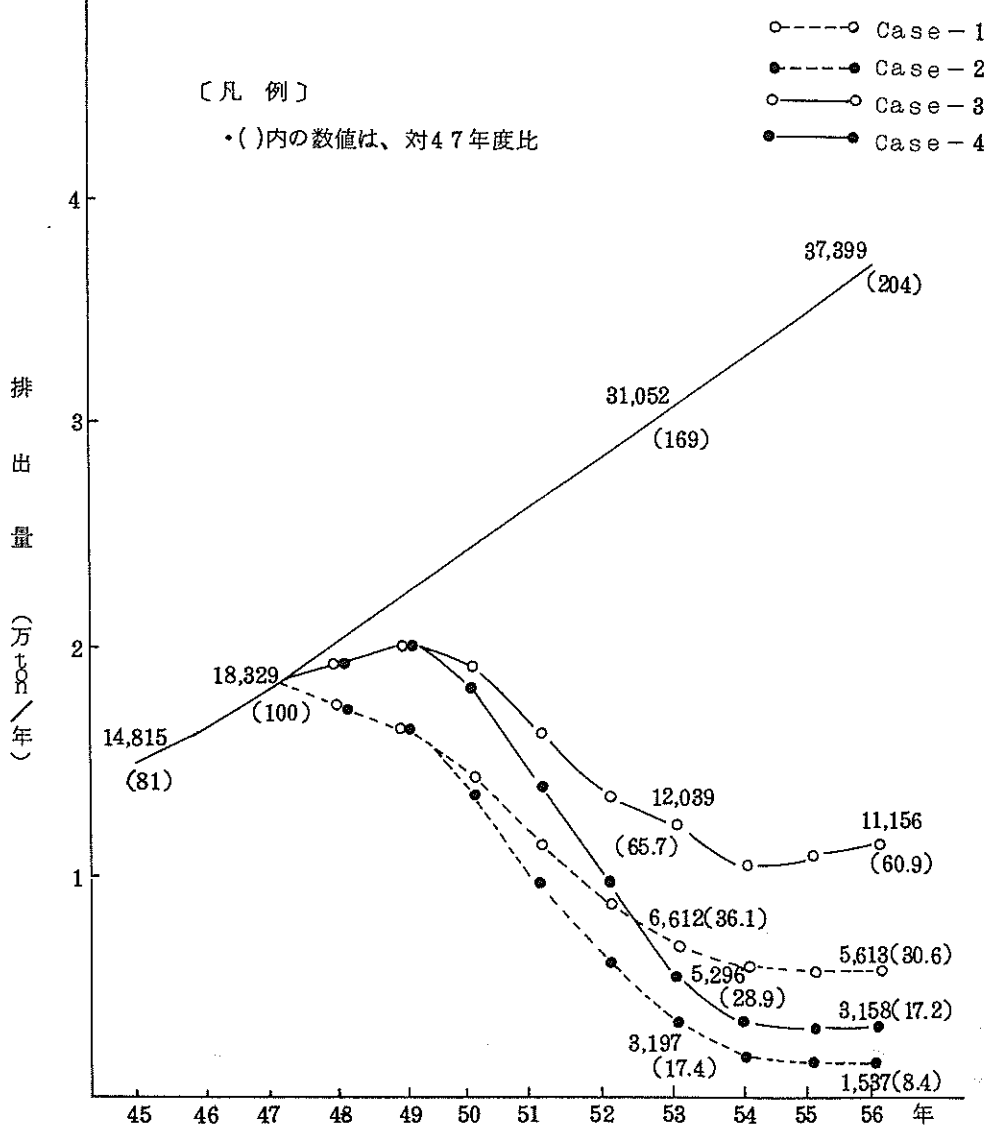
(1) 固定発生源



(2) 移動発生源

- Case 1 47年時点の発生集中交通量に伸びがなくガソリン車、LPG車のみ規制がされた場合  
 Case 2 " ジーゼル車も規制された場合  
 Case 3 47年以降も発生集中交通量が伸びガソリン車、LPG車のみ規制がされた場合  
 Case 4 " ジーゼル車も規制された場合

地域別窒素酸化物排出量の推移(全市)





### 3. 本計画にもとづく本市の基本的施策

本計画にもとつき、大気汚染物質の排出量を可及的速やかに減させるため、基本的に次の施策を講ずるものとする。

#### (1) 汚染物質排出量規制の基本方針

本計画の目標達成のために必要な市内の各汚染物質の排出規制目標は、おおむね次表のとおりとする。

なお、地域ごとの汚染物質排出状況と環境大気中濃度との関連を明確にして、総合的かつ年次のなてい減計画をたて、これを実施することとし、毎年その成果を評価検討し、必要に応じてその計画実施の修正を行なうこととする。

(固定発生源)

(単位: ton/年)

年度 汚染物質	47	53	56
いおう酸化物	43,957 (100)	9,332 (21.2)	—
窒素酸化物	35,266 (100)	16,100 (45.7)	6,542 (18.6)
粒子状物質	48,038 (100)	18,400 (38.3)	3,516 (7.3)

( )内%

(移動発生源)

(単位: ton/年)

年度 汚染物質	47	53	56
一酸化炭素	425,957 (100)	223,500 (52.5)	202,990 (47.7)
窒素酸化物	18,329 (100)	4,700 (25.6)	933 (5.1)
粒子状物質	7,845 (100)	1,680 (21.4)	388 (4.9)

( )内%

また、炭化水素については、光化学オキシダントの生成限界など未だ解明されておらず、今後研究が進み環境基準の設定がなされた際、検討を加えて具体的に本計画にもりこむこととする。

#### (2) 固定発生源に対する施策

既存の施設に対しては、施設の規模に応じて年次的に汚染物質の排出抑制の強化をはかる。

新增設の施設に対しては、本計画の目標達成に支障のないよう厳重に規制する。

### (3) 移動発生源に対する施策

環境庁告示によるマスキング法に準じた昭和50年、51年の許容限度の設定方針の完全実施とともに、使用過程車を含めて未規制車に対する排出規制の強化を関係機関に強く要請していく。

公共機関は卒先して低公害車を使用し、関係方面に普及促進の協力を求める。

法による規制の遵守の徹底を期するため、関係機関と協力して街頭における自動車の排出状況の監視をより厳しく実施する。

市域内の自動車交通規制については、バスレーンの増設など間接規制をできるだけ推進するとともに、今後汚染実態の詳細な把握と解析につとめ、具体的な自動車交通抑制対策を関係機関と協議検討して進める。

### (4) 局地汚染に対する施策

悪臭、有害物質、粉じんなどの局地環境汚染に対しては、より一層立入規制を強化し、これら防除技術の開発に伴ってこの汚染の除去に努めるとともに、発生源工場の集団化など土地利用の純化を促進する。

### (5) 大気汚染監視システムの整備強化

すでに実施してきた発生源常時監視に含まれている燃料使用量、いおう酸化物に窒素酸化物も逐次加えて、大気汚染の総合的な監視網の充実をはかるとともに、本計画の適確な実施を目的に汚染物質の排出状況と環境大気中濃度との関連を解析するシステムの開発、整備を推進する。

また、高濃度汚染時に備えて、観測および緊急時発令、広報体制の充実をはかり、発生源に対する汚染物質の抑制措置をより一層強化する。

### (6) 環境整備対策の推進

本計画にそって、土地利用の純化と遮断緑地の建設、都市の再開発における地域冷暖房施設の導入、住工分離による住居地域の市街地整備を目的に小規模企業の業種別集団化など環境整備対策を推し進める。

### (7) 関係機関との連携の協調

本計画を円滑に推進するため、国をはじめ府、隣接都市の行政機関は勿論、その他の関係機関とも連携をはかり、協力を要請する。

### 3 クリーンウォータープラン（水質汚濁防止対策）

#### …………… 抜 粹

（昭和48年8月）

#### は じ め に

大阪は古来「水の都」と親しまれ、一方「商都大阪」として繁栄してきたが、これは大阪が大河川の河口部デルタ地帯にあり流速もゆるやかで舟を大量運搬手段としてその運行を利用してきたからである。しかしながら、戦後の経済の急速な成長による汚濁流入量の激増は、このような穏やかな流れと、河口部の海水の逆流による河川水の停滞とあいまって、水質汚染問題の緊急な解決を必要とするに至った。また、地理的にみて大阪市は各河川の最下流部に位置するため、大阪市域内の汚濁負荷を上まわる上流部汚濁負荷流入の影響を受けることとなり、大阪市単独の対策のみでは水質の環境基準達成が困難であり、上流における抜本的水質対策を得てはじめて目標に到達するという問題を含んでいる。

本対策目標は、第1には下水道整備及び工場排水規制を根幹とする水質の改善と、第2には浮遊じん芥・油等の除去、河川周辺の景観整備を主とした河川の環境改善をはかりとするものである。

すでに大阪市が昭和15年から下水道を建設し、その結果現在、市内から発生する汚濁負荷量の50%近くを削減済みであり、さらに本計画によってその削減率90%以上を目標とする。さらに、上流地域においても本計画に合わせて流域下水道等の整備を促進し、汚濁負荷量の90%以上を早期に削減するよう対策を要請しようとするものである。また、市内の河川は、その大部分が府知事管理である点を考慮し、特に大阪府に対し協調を求めつつ本計画の目標達成を期することとする。

なお、昭和46年5月「大阪地域に係る公害防止計画策定の基本方針」が示され、昭和47年12月19日その計画書が国によって承認されたが、本対策の推進にあたっては、その「大阪地域公害防止計画」と十分調和を図るものとする。

河川別汚濁状況と削減計画

河川流域毎に人口・工場数・事業場数・出荷額等の原単位から算出した汚濁状況の推移とその削減計画は次のとおりである。

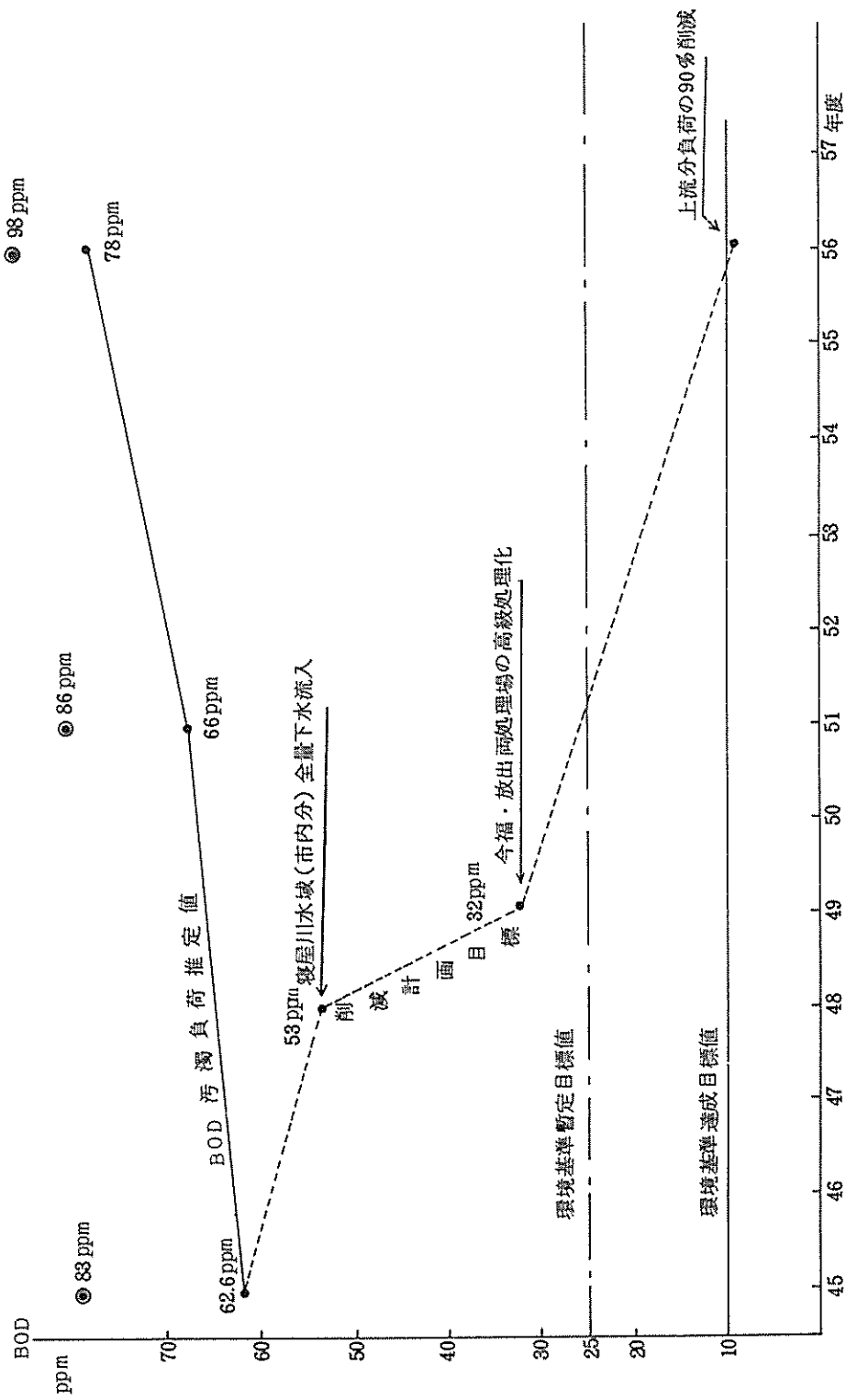
河川名	昭和45年度	昭和51年度		対策	備考
	汚濁状況	汚濁推定値	削減計画		
	BOD値	BOD値	BOD値(期待値)		
寝屋川 (京橋)	ppm 62.6	ppm 65.5	ppm 32	(1) 寝屋川水域(市域内)の、全排水下水道流入 (2) 今福・放出両処理場の高級処理化	上流分負荷の90%削減により環境基準(10ppm)を達成
平野川 (城見橋)	60.4	73	40 (注)	(1) 下水道平野処理分区の整備 (2) 第二寝屋川の水質改善	(注) 第二寝屋川からの逆流水の推定値全量下水流入とすれば平野川の固有水量はなくなり、第二寝屋川の逆流水のみとなる
第二寝屋川 (鴨野橋)	67.3	76	39	(1) 下水道平野処理分区の整備 (2) 放出処理場の高級化	
平野川分水路 (天王田大橋)	115	161	45.4	(1) 下水道平野処理分区の整備 (2) 放出処理場の高級化	
土佐堀川 (天神橋左岸)	33.0	34.3	19.1	(1) 寝屋川水域(市域内)の下水道網整備 (2) 今福・放出両処理場の高級処理化	寝屋川の影響が大きく寝屋川の対策に依存する

(注) 51年度汚濁推定値は、45年度以降に対策が進まなかった場合の推定値を示す。

河川名	昭和 45年度	昭和51年度		対 策	備 考
	汚濁状況	汚 濁 推 定 値	削減計画		
	BOD値	BOD値	BOD値		
道 頓 堀 川 東 横 堀 川 (大黒橋)	ppm 35.8	ppm 37.1	ppm 20.7	(1) 寝屋川水域(市域内)の下水道網整備 (2) 今福・放出両処理場の高級処理化 (3) 下水道溢流水対策	寝屋川の影響が大きく寝屋川の対策に依存する
安 治 川 尻 無 川 木 津 川	23.2	24.5	11.4	(1) 全排水の下水道流入 (2) 市岡・千島・津守各処理場の高級化 (3) 寝屋川(市内分)の汚濁軽減	上流からの流入比が不明確なため三川を一つの河川として算定した
神 崎 川 (辰巳橋～千船大橋)	28.1	21.9	15.4	(1) 全排水の下水道流入 (2) 大野・十八条両処理場の高級処理化	大阪市の対策では環境基準(10ppm)適合し得ない。 5.4ppmについては上流部で削減する必要がある。
淀川下流(1) (鳥飼大橋)	3.6	3.6	3.6	大阪市内からの汚濁負荷はなし 上流府県市および国へ上流の改善を要請	
淀川下流(2) (伝法大橋)	3.6	3.6	3.6	すでに環境基準に適合しているため、これ以上汚濁が進行せぬよう上流府県市へ要請	
大 川 (毛馬橋)	4.1	4.1	4.1	すでに環境基準に適合しているが、これを維持するためには、毛馬洗堰における淀川からの維持用水70m <sup>3</sup> /日の確保が必要	
堂 島 川 (天神橋右岸)	5.0	5.2	5.2	すでに環境基準適合	大川の影響が大部分であるが、一部寝屋川の影響もあり、寝屋川の環境基準達成時には、類型(C)に変更を検討

河川名	昭和 45年度	昭和51年度		対 策	備 考
	汚濁状況	汚 濁 推 定 値	削減計画		
	BOD値	BOD値	BOD値		
正蓮寺川 (北港大橋)	ppm 13.7	ppm 20.8	ppm 5.5	(1) 河川放流工場排水 の下水道流入 (2) 海老江の一部およ び此花処理場の高級 処理化 (3) 淀川下流からの維 持用水 22m <sup>3</sup> /秒の確保	
住吉川 (住之江大橋)	32.3	37.0	21.8	(1) 全排水の下水道流 入 (2) 環境基準(10ppm) に適合するには住吉 処理場の三次処理お よび大和川からの維 持水の導入等の対 策が必要	
大和川 (堺市水道 旧取水点)	25.2	21.1	21.1	(1) 大阪市内の汚濁負 荷は0.1t/日で主 として畜舎排水であ り、その対策(集団 化・流域下水道流入 等)が必要 (2) 上流分負荷の削減 (78%)により環境 基準(5ppm)に適 合	

図1 寝屋川水質環境基準達成計画（京橋）



● 大阪市内下水道処理による負荷の削減がない場合の推定値

本事業の総括

必要な対策	効果(目的)	大阪市実施対策		要望事項		検討事項
		可否	実施機関	要望先	内容	
下水道整備 下水道管渠整備処理の高級化	BOD等水質改善 例 寝屋川(京橋でBOD 62→32 ppm)	可	下水道局			下水三次処理計画雨水対策
工場事業場等排水規制強化	全規制項目の排出量・削減排出量の削減	可	下水道局 環境保健局			未規制項目対策 総量規制
水面清掃 塵芥フェンス設置 清掃船配備 塵芥処分	水面の美観保持 河川・港湾環境保全	一部可	土木局 環境事業局 港湾局	大阪府	上流での塵芥除去 管理河川の措置	高能率フェンス 開発計画 府知事管理河川については協議が必要 その処分と運搬
浚 渫	流水状況改善 底質による水質悪化防止	一部可	港湾局 土木局	大阪府	府知事管理河川についてを要請	
維持用水対策	流水確保・溶存酸素供給	否		国	最低現状水量 できれば増量	寝屋川 13m <sup>3</sup> /秒→20m <sup>3</sup> /秒 大川 70"→70" 神崎川 10"→20" 正蓮寺川 22"→22" 住吉川 0.5"→0.5" ~1"
河川改修 河岸整備(遊歩道整備)	美観保持・洪水対策 美観保持・その他環境改善	一部可	土木局	大阪府		景観道路、緑陰歩道整備
周辺用水路対策	美観保持・下水道整備促進	可	土木局・下水道局・経済局			地区農家と協議して実施



必要な対策	効果(目的)	大阪市実施対策		要望内容		検討事項
		可否	実施期間	要望先	内容	
監視体制確立 河川監視定点 拡大 モニタリングステ ーション拡充	工場排水規制 河川水質常時監 視	可	環境保健局			分析体制の強化
河川・港湾浄化 運動の推進	塵芥等不法投棄 防止、監視 河川愛護精神高 揚 情報網整備	可	総務局 環境事業局 土木局 港湾局 環境保健局			関係行政機関 民間団体
技術開発	各種対策を容易 にする 排水処理の簡略 化	一部可	各局 部	国	防止技術考案 等	塵芥フェンスの 開発 オゾン法による エアレーション 浄化研究 汚水バイパスの 研究
産業廃棄物 処理体制確立	不法投棄防止 排水処理設備設 置促進	一部可	環境保健局	国 大阪府	体制の早期完 備	公的処理施設 用地確保
零細工場集団化 (処理の共同 化)	排水処理の完全 化 (特に有害物質 の排出防止)	一部可	総合計画局 経済局	国 大阪府	用地確保 造成	適当な用地確保 選定
流域下水道整備	BOD等上流水 質改善 例 寝屋川(京 橋で32→ 10 ppm) 51年度	否		大阪府	流域下水道整 備促進 (できれば51 年度完成)	

## 4. 大阪市廃棄物処理計画 ……………抜粋

(昭和51年3月)

### 1 総 説

#### 1. 処理計画作成の趣旨及び目的

本市における廃棄物処理に関する基本姿勢と方針を明らかにし、長期的視野から産業廃棄物については具体的な実施計画を策定すると同時に一般廃棄物についても資源化・再生利用を指向した検討案を提起し、あわせて、本市生活環境の保全を図るものとする。

#### 2. 対象期間

本処理計画の期間は、昭和50年度を初年度とし、昭和58年度を目標年度とする9カ年計画とする。また、計画の実効性を期するため、中間目標年度を昭和54年度とする。ただし、一般廃棄物については、当面昭和55年度を可燃性ごみの全量焼却達成の目標年度とする。

なお、廃棄物処理の実情は、技術的にも社会的にも流動性を有していることにより、本計画は必要に応じ、みなおしを行うものとする。

#### 3. 対象地域

原則として、大阪市域内とし、大阪市が市域外は設ける都市施設のある地域を含むものとする。

#### 4. 対象廃棄物の範囲

処理計画対象廃棄物は、表1-1に示すとおり法で定められている19種類の産業廃棄物及び一般廃棄物並びに最終処分にかかる陸上土砂、しゅんせつ土砂を含めるものとする。

#### 5. 他の諸計画との関係

本計画は、関連する他の諸計画と十分調整を図り、整合性を保持するものとする。

## 2 目 標

### 2 - 1. 一般廃棄物

#### 1. 基本方針

今後予想されるごみの量的増大、質的多様化傾向に対応して、ごみの減量化、資源化、無害化などをすすめ、ごみの無秩序な排出を抑制する。排出されたごみは、計画的に収集し、可燃性ごみは 100 %焼却するなど衛生的かつ効率的収集処理体制を整備する。

#### 2. 具体的目標

##### (1) 収集・輸送体制の整備

近年の廃棄物の著しい量的増大と質的多様化の状況下において収集・輸送体制の近代化と整備に努める一方、物質循環サイクルの中でいかに適正（量的・質的）に排出させ、それらをどのようにうまく処理体系にのせるかという方向を明確にして、物を生産する業界、輸送・販売する流通業界及び消費する家庭等に対して行政の立場から積極的な接触を図って完全な処理体系の確立を目指す。

##### (2) ごみ焼却工場の建設

ごみの中間処理方法としては、焼却、脱水、破砕、圧縮（プレス）等があり、可燃性ごみについては処理技術の現状からみて、相当の期間は全量焼却が最も有効かつ望ましい。このため、可燃性ごみについては昭和 55 年度を目標に全量焼却を達成する。

##### (3) 埋立処分地の確保

廃棄物の最終処分は埋立によらざるを得ない。そのため、広大な埋立処分地の確保は欠かせない。又、将来的には、内陸部に埋立処分地を確保することは不可能なので、大阪港域沿いの適地の確保に努める。

##### (4) ごみの規制と減量化

日常定型的に行われる廃棄物の収集・運搬・処分では適正に処理することが困難であり、これを放置すると市民の健康・生活環境の保全に支障を生ずる廃棄物を特に「処理不適物」と指定し、事業者処理責任の原則に基づいて「物」ごとの回収ルートを各業界との覚書を通じて確立する。一方、法令による規制（廃棄物処理法の改正、条例による）を強化する。

また、各家庭等の排出の段階で分別分離性がよく、市場価値のある廃棄物を指定し、回収業者を指導育成して回収ルートの開発をすすめる一方、市況の変動に左右されやすい回収業者に対する助成策を園に対して要望していく。

##### (5) 美化運動・環境整備事業の推進

“対話のあるコミュニティづくり”の一環として門前清掃運動、公園・道路・河川など公共施設をよごさない運動などの“きれいな町づくり運動”をすすめる。

また、河川清掃については常設の浮遊ごみ機械収集施設を整備し、道路清掃については道路清掃車による機械作業を拡充する。さらに、不法投棄の防止と除去作業の推進、空地管理者に

対する管理責任の徹底化などを強力に行う。

## 2-2 産業廃棄物

### 1. 基本方針

排出事業者による産業廃棄物の自己処理責任の原則にもとづき、排出者は産業廃棄物の減量化、資源化、無害化をすすめ、要最終処分量を極力排出源で抑制する。特に廃棄物は単に捨てるものではなく資源であるとの新しい視点からその資源化・再生利用を積極的に推進する。

このため、排出事業者に対する規制、指導体制を強化するとともに再生利用技術、中間処理技術の開発に努力するなど、処理体制をととのえる。

### 2. 具体的目標

#### (1) 廃棄物の資源化・再生利用並びに中間処理の目標

表2-1の数値は、産業廃棄物の種類別に、昭和54年度、58年度における再生利用並びに中間処理の目標をそれぞれ実現すべき達成率（その年度における排出量に対する再生利用並びに中間処理量の割合）で示したものであり、この具体的目標を達成するため、事業者等の規制指導を強化していく。

昭和58年度の廃棄物総排出量（推計）は、1,957.1万トンであり、そのうち、廃酸、廃アルカリ、一般廃棄物を除く1,605.2万トンについて、資源化・再生利用システムによる有効利用を、可燃性廃棄物（110.9万トン）と、不燃性廃棄物（1,494.3万トン）に分けて、それぞれ検討したのが図2-1である。

#### (2) 最終処分の目標

##### ア 北港地区廃棄物埋立処分地における埋立処分

本市において、廃棄物の最終処分地として確保している北港地区廃棄物埋立処分地（北港北地区及び南地区）へ昭和58年度までに次のとおり最終処分を実施するものとする。

A 産業廃棄物（都市施設廃棄物（上・下水道汚でい）、本市公共事業に伴う建設廃材、陸上土砂を除く）	1,200万トン
B 都市施設廃棄物（上・下水道汚でい及び本市公共事業に伴う建設廃材・陸上土砂）	3,857万トン
C しゅんせつ土砂（港湾及び河川しゅんせつ土砂）	3,890万トン

##### イ その他の埋立処分

北港地区廃棄物埋立処分地で受入量をこえる分については、事業者、処理業者自身で最終処分地を確保させるほか、他の広域公共処分地をあてるように努める。

##### ウ 海洋投入処分

海洋投入は、原則として行わないものとする。

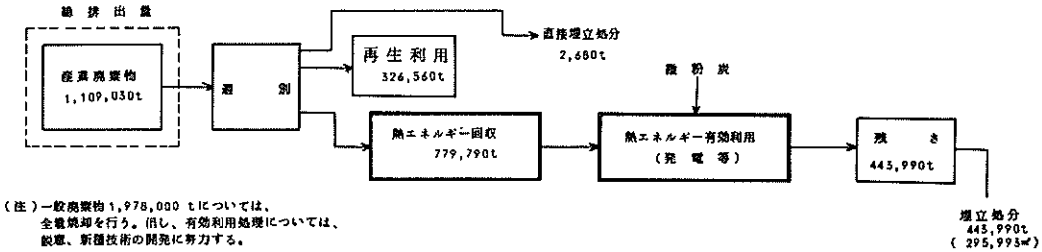
表 2-1 廃棄物の資源化・再生利用ならびに中間処理の目標（種類別）

産業 廃棄物の種類	再生利用率（％）			資源化・再生利用	中間処理率（％）			中間処理		
	49年度	54年度	58年度		49年度	54年度	58年度			
紙 く ず	74	80	80	故紙パルプの原料化 分別保管、分別排出	20	20	20	54年度から全量焼却又は 熱分解してエネルギー回収		
木 く ず	35	40	40	分別保管、分別排出 サイバーボード原料イガライト パーク肥料	57	60	60	同 上		
織 維 く ず	45	50	50	故繊維原料、分別保管 分別排出	12	50	50	同 上		
廃 油	45	60	60	燃料化、再生潤滑油、 廃溶剤の回収、電気事業 は100％自社焼却	55	40	40	油水分離、分離油は再生利 用又は焼却 油水分離後の汚では焼却		
廃プラスチック類	20	45	70	再生プラスチック用 エネルギー回収	5	20	29	焼 却 破砕（熱硬化性樹脂のみ）		
					0.4	1	1			
動植物性残さ	70	70	70	飼料、肥料	10	20	30	焼 却		
コ ム く ず	43	47	50	再生コム用	7	22	50	54年度以降の焼却は熱分 解してエネルギー回収		
廃 酸	18	26	26	54年から第2廃酸処理セ ンター	81	74	74	中 和		
廃 アルカリ	1	1	1	中和剤として使用	99	99	99	中 和		
再 生 材 質	製造業	有害	75	75	75	重金属の回収、二次製品と して再生利用	7	25	25	コンクリート固型化等無害 化処理
		無害	31	52	52	鉱物廃砂再生利用	-	3.4	3.1	焼 却
	電気ガス業	無害	32	32	32	製造副原料	68	68	68	焼 却
建設業	無害	-	-	-	-	-	4.5	8.2	共同処理施設で中間処理 （脱水）（ベントナイト）	
燃 え が ら	3	4	5	路盤材、有用金属の回収	-	-	-			
金 属 く ず	94	96	99	製鋼原料（電気ガス業は 100％）	-	-	-			
ガ ラ ス く ず	14	16	20	ガラス原料	12	10	20	破 砕		
鉱 さ い	53	56	60	路盤材、有用金属の回収	35	35	35	破 砕		
建 設 廃 材	-	-	-	-	-	-	-	〔必要に応じ破砕〕		
ダ ス ト 類	有害	-	-	-	〔有害金属の回収〕	17	100	100	不溶化処理、無害化処理	
	無害	4	4	4	精練原料	27	15	15	造 粒	
動物のふん尿	22	40	40	肥料、飼料	1	60	60	脱水、焼却		
動物の死体	-	-	-	-	-	-	-			
都 市 廃 棄 物 施設 汚 水	下水道	無害	-	-	〔土木用管材〕	-	56	100	脱水乾燥後焼却してエネル ギー回収	
	上水道	無害	-	-	-	-	-	-	〔そのまま埋立てる〕	
陸 上 土 砂 しゅんせつ土砂	-	-	-	-	-	-	-	〔海面埋立〕		

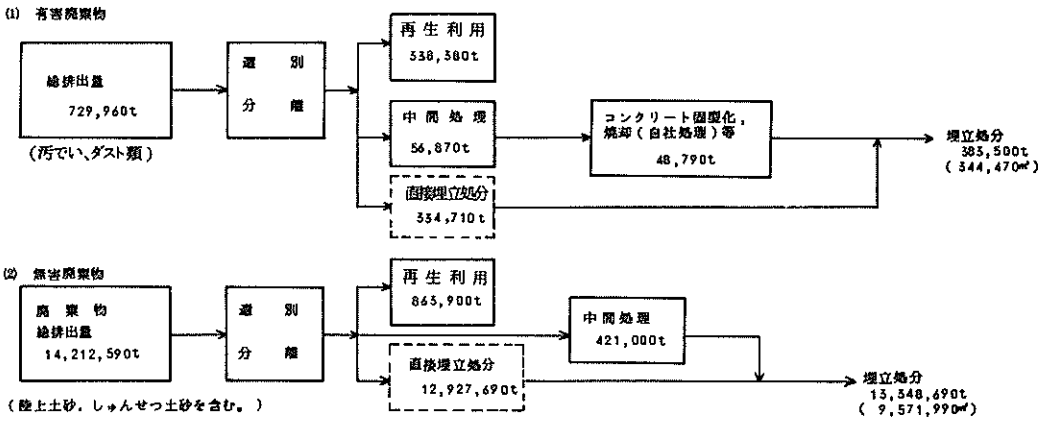
注〔 〕は今後考えられる再生利用等の方法

図 2-1 廃棄物資源化・再生利用システム導入による総合処理の目標  
(昭和58年度)

a 可燃性廃棄物の有効利用



b 不燃性廃棄物の再生利用



2-3 廃棄物総合処理システム構想

資源の涸渇が現実の問題となってきた現在、省資源、省エネルギーは、時代の急務であり、廃棄物の処理においてもエネルギー回収を含め資源化・再生利用を積極的に追求しなければならない。

可燃性廃棄物の潜在熱エネルギー回収に関しては、個別に行うよりは、総合化して回収した方がより効率的であり、又、大気汚染負荷も軽減できる。

近年、各種の廃棄物処理技術の開発が広範に行われているが、現時点で考えられる処理及び輸送の各要素技術を採用して可燃性産業廃棄物及び一般廃棄物を有機的に結合させた総合処理システムのモデルの一つを示したのが図2-2である。



### 3 実 施 計 画

#### 3-1 当面実施すべき施策

##### 1. 一般廃棄物

###### (1) 収集・運搬

###### ア 収集・輸送体制の整備（表3-1）

市民サービスの向上と衛生的処理をめざし、作業の効率を高めて定日に即日処理する体制を確立する。

###### イ 新規収集・輸送方式の導入

最近の交通輻輳による収集の困難性・中高層住宅対策として更にごみの増量にも容易に対処できる機械化収集システム（ごみ空気輸送方式）を導入する。

###### ウ 中高層住宅対策

中高層住宅のダストシュートの設置基準について国の法的規制を強く要請する。法的規制が行われるまでは、本市の定める設置基準に合致したものだけを認める方向で積極的に行政指導を進める。

###### (2) 中間処理

###### ア 可燃性ごみの全量焼却体制の推進（表3-2）

全量焼却達成を昭和55年度目標に遂次新鋭焼却場を建設する。

明らかに資源として利用できる物質・公害発生の恐れの高い物質（適正処理困難物の取り扱い）及び処理施設の運転上支障の生ずる物質等は極力リサイクルにおける方策の早期確立を国に対し要望していく。

###### イ 余熱利用の促進

資源エネルギー対策及び付近住民への還元対策として余熱利用を積極的に図っていく。

###### (3) 最終処分

###### ア 埋立処分地の設定（表3-3）

可燃物の全量焼却体制に伴う焼却残さいの増加及び臨時・非常時に排出されるごみの受入れにも対処できる広大な埋立処分地を確保する。このため、必要な中継施設あるいは搬入専用道路を増設又は建設する。

###### (4) 適正処理困難物の規制及び減量対策の推進

###### ア 適正処理困難物の規制

本市が行う通常の処理方式では、適正に処理することが困難なため市民の健康、生活環境の保全に支障を生ずる廃棄物、いわゆる適正処理困難物、たとえば、プラスチック製品、家庭電化製品（特にP・C・B製品）、自動車・オートバイ、ピアノ、空カン・空ビン、タイヤ等については、焼却工場や処分地への搬入の規制や回収ルート確立、事業者による処理体制の整備等を検討する。



イ 減量対策

各家庭等の排出段階で分別分離性が良く、市場価値のある廃棄物、たとえば新聞紙、雑誌、繊維くず、ガラス等については、排出段階から回収業者へのルート of 指導育成、回収の品目整理の指導等により、減量化対策を推進する。

表 3 - 1 ごみ収集計画

(単位：t/日)

区 分		年 度	5 0	5 5	6 0	備 考
一般ごみ	各 戸 収 集		1,865	2,135	2,865	
	業 者 収 集		2,155	2,780	3,405	
	一 般 持 込		300	300	300	
	小 計		4,320	5,395	6,570	
環境整備	道 路 清 掃		120	140	155	
	水 面 清 掃		35	35	35	
	臨 時 排 出		20	20	20	
	不 法 投 棄		110	110	110	
	街 頭 ご み 容 器		5	5	5	
	小 計		290	315	325	
粗大ごみ	粗大ごみ収集		85	125	150	
計			4,695	5,835	7,045	

表 3 - 2 焼却処分計画

(単位：トン/日)

区 分		年 度	5 0	5 5	6 0	備 考	
処 理 日 量			4,695	5,835	7,035		
可 燃 物	可 燃 分		4,455	5,570	6,770		
	焼 却		3,190	5,630 (5,445)	6,750 (6,620)		
		プ レ ス		420	125	145	
	埋 立		845	—	5		
	不 燃 物	不 燃 物		240	260	275	
		プ レ ス		—	20	—	
埋 立			240	240	275		
埋 立 日 量			2,250	1,660	1,960		
八 尾 市 分 ( 八 尾 工 場 )	可 燃 物		845	—	5		
	不 燃 物		240	240	275		
	プ レ ス		420	145	145		
	焼 却 残 さ い		745	1,275	1,535		
八 尾 市 分 ( 八 尾 工 場 )			200	350	450		

表 3 - 3 埋立処分計画

区 分		年 度			備 考
		5 0	5 5	6 0	
日 量 (単 位 t)	可 燃 物	845	-	5	
	不 燃 物	240	240	275	
	プ レ ス 石	420	145	145	
	焼 却 残 さ い	745	1,275	1,535	
	合 計	2,250	1,660	1,960	

## 2. 産 業 廃 棄 物

### (1) 事業者、処理業者に対する規制指導

#### ア 事業者に対する規制指導

##### ㊦ 年度別指導計画

- ・ 排出者処理責任の原則にのっとった適正処理の実施
- ・ 製造工程の改善等による産業廃棄物の排出の抑制
- ・ 原材料の転換等による易処理製品の開発

このような考え方について、表 3 - 4 の内容で重点地区を対象に計画的に規制、指導を実施する。

表 3 - 4 事業者規制指導計画

昭和年度	重点対象業種及び対象数	規制指導の内容	
		規 制	指 導
49	製造業(全業種)電気・カス業(資本金5,000万以上、従業員20人以上)4,000カ所	1 法規制遵守説明会等 2 報告徴収 3 立人検査(208ヶ所)	1 中間処理 木くず:共同処理施設 焼却 油泥: " "
50	製造業(資本金5,000万以上、従業員20人以上の一部) 建設業、卸売・小売業、運輸、通信・サービス業、金融保険・不動産業 4,800カ所	1 法規制遵守説明会等 2 報告徴収 3 立人検査(200ヶ所)	1 資源化・再生利用 (1) 有害汚でい:分別排出山元還元 2 中間処理 (1) 油泥:共同処理施設油水分離焼却
51	製造業(金属製品、化学、鉄鋼、窯業土石) 建設業 1,400カ所	1 報告徴収 2 立人検査	1 資源化・再生利用 (1) 汚でい:重金属の回収、二次製品として再生利用 :鋳物廃砂再生利用 (2) ダスト:精錬原料 (3) 廃 酸:第2廃酸処理センター(54年完成目標) 2 中間処理 (1) 汚でい:コンクリート固型化及び焼却 (2) ダスト:無害化处理 (3) 建設業汚でい:共同処理施設脱水
52 53	製造業 (パルプ・紙、ゴム、出版印刷、非鉄金属、輸送用機械、繊維) 畜産農業 1,200カ所	1 報告徴収 2 立人検査	1 資源化・再生利用 (1) 廃プラスチック類:焼却エネルギー回収 (2) 動植物性残さ:飼料・肥料 (3) ゴムくず:再生ゴム用 (4) 動物のふん尿:飼料・肥料 2 中間処理 (1) 廃プラスチック類:破砕(熱硬化性樹脂のみ) (2) 動植物性残さ:焼却 (3) ゴムくず:焼却 (4) 動物のふん尿:脱水、焼却

(イ) 事業者による共同処理の指導(表3-5)

事業者が、個別に処理できない廃棄物については、企業の協業化、集約化を図り、必要な資金面、技術面での援助を行う。

表3-5 事業者による共同処理事業

施設	内容	対象廃棄物	処理方法	処理能力
廃材のオガライト化施設		オガくず	圧縮固化による燃料製造	未定
廃材の焼却施設		廃木材	焼却	60 t/d
建設汚での脱水施設		建設汚でい	脱水	400 m <sup>3</sup> /d
分離油での焼却施設		分離油でい	油水分離・焼却	30 t/d
廃酸処理施設		廃硫酸・廃塩酸 廃混酸	再生・中和	300 t/d
ゴムタイヤ等の破砕施設		廃タイヤ 廃プラスチック	破砕	100 t/d

イ 産業廃棄物処理業者に対する規制指導

産業廃棄物処理業者に対しては、無許可業者の根絶、同業者の集団化、許可条件の完備等を目的として、規制指導を行う。

(2) 不法投棄対策

前記ア及びイによる規制指導により、不法投棄の未然防止を図る。不法投棄があった場合には、原因者責任を第1義に、また、不法投棄された用地等の管理者責任を第2義として、所要の対策を行う。

(3) 北港処分地への廃棄物の埋立処分に伴う環境汚染の監視

排出事業者から北港処分地までの産業廃棄物の搬入プロセスに対する監視の方法を定める(表3-6)とともに、埋立てに伴う処分地内及び周辺への二次環境汚染の具体的な監視体制を定めることにより、北港処分地での廃棄物の埋立処分に伴う環境汚染の防止に万全を期する。

なお、埋立処分地内の水質検査の結果、異常値が認められた場合には、当該異常値にかかる廃棄物の搬入を停止し、発生源の追跡調査を行い、可能な応急対策を実施する。

表 3 - 6 排出事業者から中継基地までの受入監視の方法

監視対象	監視主体	監視項目及び監視内容		備考
		項目	内容	
排出事業者	大阪市 環境保健局	分別保管理 無害化処理 廃棄物の分析検査	<p>保管施設の立入検査(1回/年) 処理状況の立入検査(1回/年) ア・検査採取立会い イ・分析項目 (有害物質)Hg Cd Pb Cr<sup>6+</sup> O-P As CN PCB (その他)含水率(汚でい、ダスト類)、熱灼減量、油分、発色 底、発泡底、還元性物質含有の有無 ウ・検査機関(財)産業公害防止センター等 エ・分析結果の保存並びに市への報告</p>	<p>検体分析の頻度(特定工場) 50t/月まで 1回/年 51t~150t/月 2回/年 151t~500t/月 3回/年 500t/月以上 4回/年 (注) 値とのからみで増減するところがある。</p>
収集・運搬業者	環境保健局	収集・運搬に伴う二次公害防止	設備、器材等許可条件の立入検査 (1回/年)	
(財)大阪産業廃棄物処理公社 (中継基地)	環境保健局	船積みに伴う二次公害防止	ア・廃棄物の飛散防止 イ・騒音、振動、悪臭、粉じん等公害防止措置	
	(財)大阪産業廃棄物処理公社	廃棄物の受入チェック (廃棄物の量、質)	ア・外観(種類) イ・混載の有無 ウ・契約内容との差異の有無(サンブルとの対比) エ・抜取検査の実施	受入チェックコードによりチェックの迅速、正確を図る。 契約内容と差がある場合、撤入停止等の措置をとる。

(4) 大阪市の行う産業廃棄物の処理

ア 中間処理事業

主として中小零細企業から排出される適正処理困難な産業廃棄物の適正処分を補完するために次の事業を財団法人大阪産業廃棄物処理公社を主たる事業主体として実施する（表 3-7）。

(ア) 有害物質含有汚でい固型化施設の建設及び運営

金属製品製造業等から排出される有害汚でいをコンクリート固型化により無害化する施設の建設及び運営

(イ) 有害物質含有ダスト等の無害化施設の建設及び運営

表 3-7 公共関与による中間処理事業

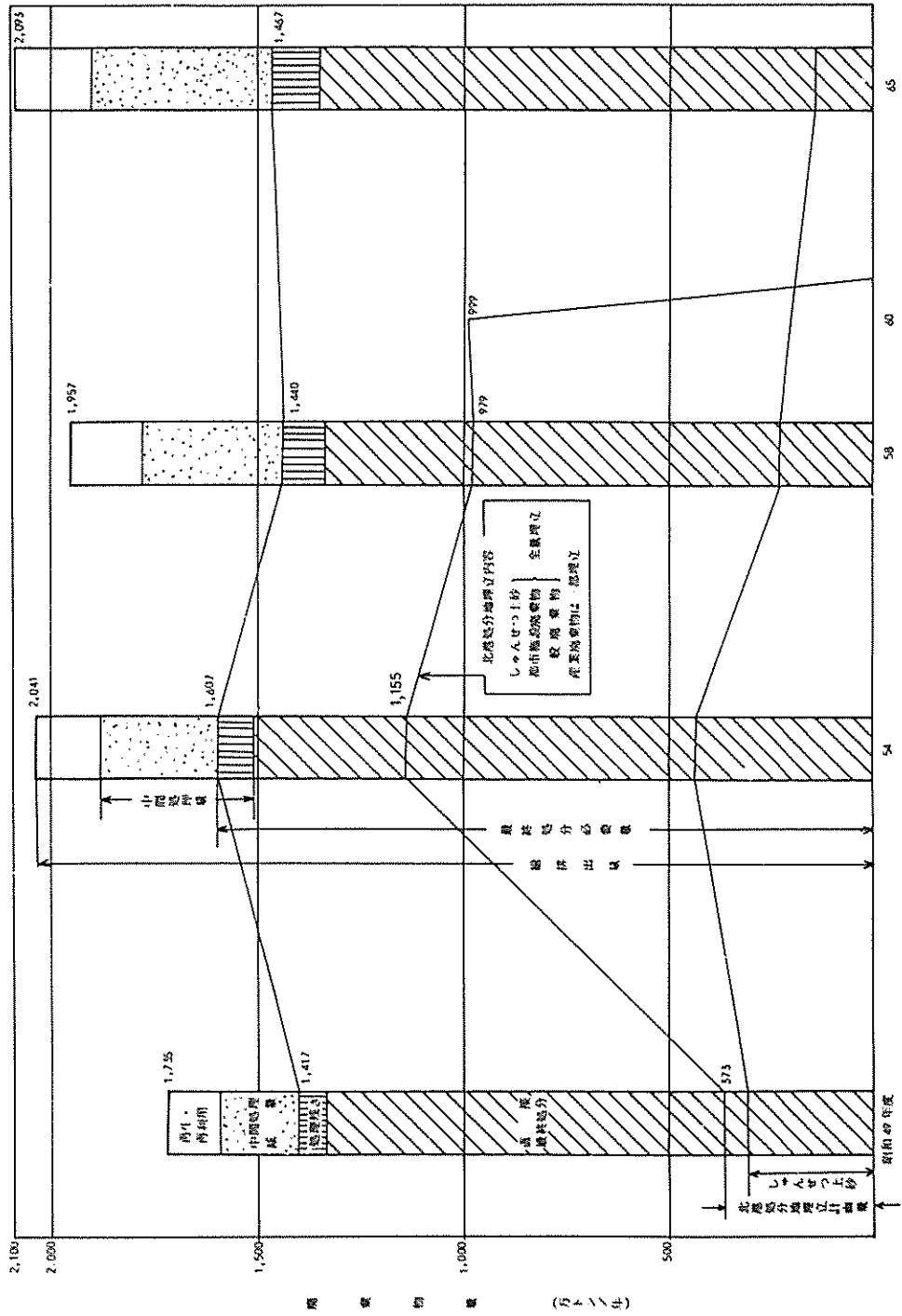
内容 年度	施設の種 類	対象とする 廃 棄 物	規模・能力 (t/d)	必要資金 (億円)	必要用地 (㎡)
昭和50～ 51年	汚でい固型化施設	有害汚でい	20 t/d × 2	6.9	3,000
昭和51年	ダスト等無害化施設	有害ダスト等	20 t/d × 2	8.1	3,000
計	—	—	80	15.0	6,000

イ 最終処分事業（図 3-1）

北港地区産業廃棄物埋立処分地における告示産業廃棄物および民間産業廃棄物の埋立処分事業

最終処分地を確保できない事業者を対象として、本市の定める受入基準に基づいて受入に余力のある範囲内で、最終処分可能な産業廃棄物を受入れる。このため、北港地区の廃棄物処分地造成事業の推進、必要中継基地数カ所の確保に努める。

図 8-1 廃棄物の処理・処分計画（全廃棄物）



## 4 今後の問題点

産業廃棄物処理の成否は、廃棄物排出の抑制、適正処理技術の開発と採用、適正な最終処分地の確保のいかにかかっているといっても過言でなく、この意味で次の施策を展開することが必要である。

- (1) クリーン・エアール・プラン、クリーン・ウォーター・プランなど環境汚染防止計画には、産業廃棄物の処分に伴う汚染量を算入する必要がある。
- (2) 環境保全の見地から、合理的な土地利用を考慮し、長期的視野・広域的視野から最終処分地の選定、確保、跡地利用計画を国・府県の段階で、積極的に推進すること。
- (3) 省資源、省エネルギー、脱公害の立場から廃棄物排出量の抑制、減量化及び資源化・再生利用の施策を広域的視野から実施すること。
- (4) 廃棄物の排出抑制、適正処理の立場から都市構造の転換を含めた都市計画の見直しを検討すること。
- (5) 上記を推進するために必要な、諸法制の見直し及び諸制度の設置、改正を行うこと。
- (6) 各事業の実施にあたっては、地域住民の理解と協力が最も必要であり、このため、全市的な啓蒙運動を行うこと。



## (資 料)

### 大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会事業計画の概要

#### 1. 計画の期間及び方式

期間：昭和51年度を初年度とする3カ年計画

方式：ローリング計画（毎年度当初に見直しを行い、年度ごとに3カ年計画をつくる方式）

#### 2. 計画の目標

廃棄物は資源であるとの認識に立ち、できるだけ資源化再生利用を行うことにより、生活環境の保全を図るため次の施策を検討する。

- (1) 都市廃棄物の総合処理システムに関連する要素技術の調査、研究及び開発（大阪市廃棄物処理計画抜粋中 図2-2）
- (2) 廃棄物実態の把握及び再資源化品流通機構の確立
- (3) 新規輸送方式導入のための研究・開発
- (4) 環境、社会影響並びに経済効果に関する調査、研究
- (5) 適正処理困難物への対応
- (6) 最終処分用地の確保
- (7) 都市総合計画と廃棄物処理計画との整合性

#### 3. 施策の体系

施策の体系は、表-1に示すとおりであるが、システムを構成する個々の要素技術の開発が不十分かつ流動的な面がみられるため、当面、同表の右端（ ）印のある項目について研究・開発を行ってゆくものである。

#### 4. 調査・研究事業の推進

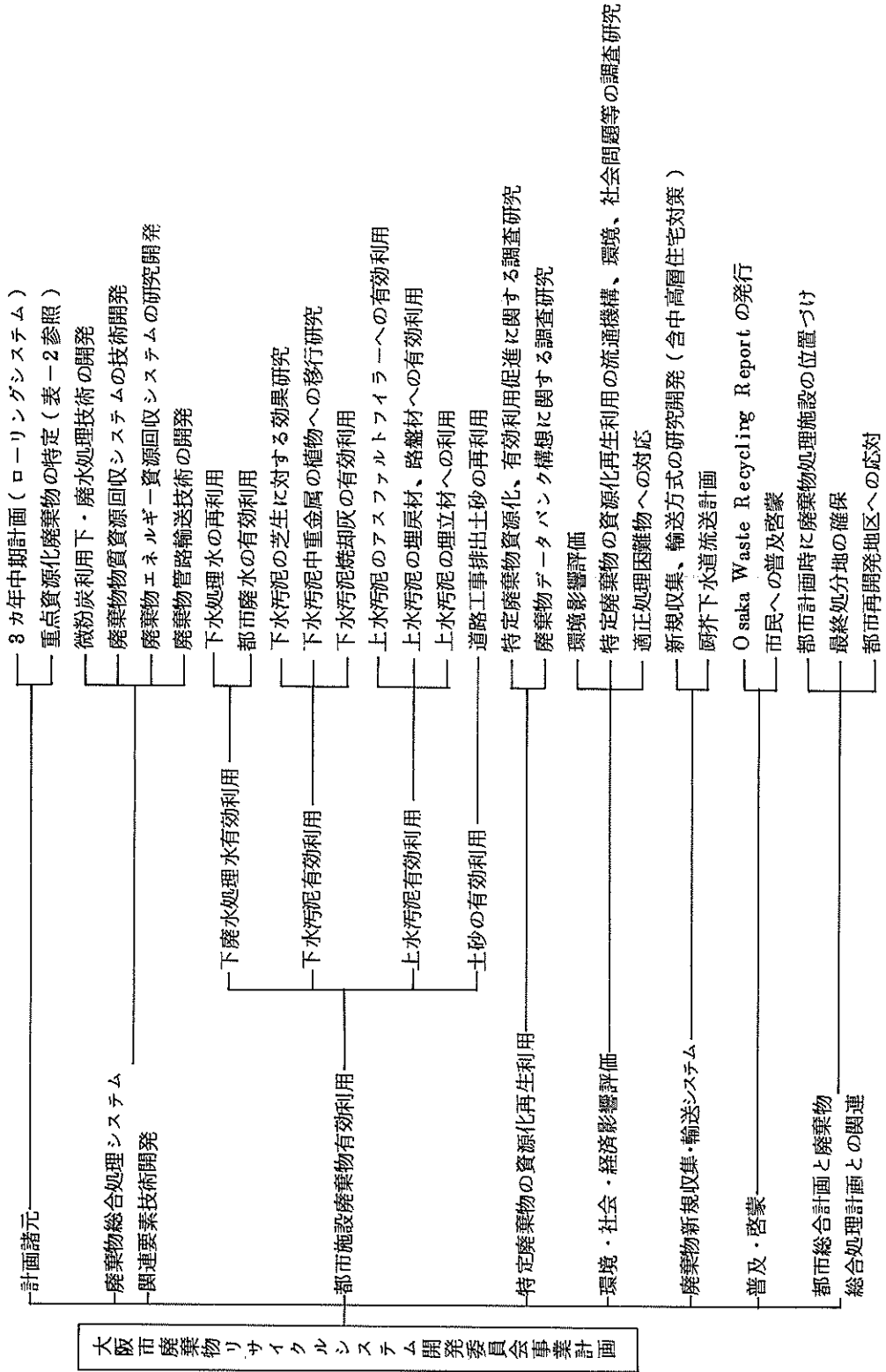
調査・研究については、中心となる局をテーマごとに定め、関係する局がこれに協力して推進する。

事務局は、これの調整と総括的推進を図ってゆく。（表3参照）

#### 5. 労使協議

労使の事務レベルで、双方密接に連絡をとり、リサイクル協議会、推進会議での討議を通じ、調整のとれた推進を図ってゆく。

表一 1 施策の体系



表一2 重点資源化廃棄物の特定

下表に示すように、特定化の理由、廃棄物の種類別に重点資源化廃棄物を定め、それぞれについて、減量化・有効利用を推進することとする。

印：当面実施するもの

特定化の理由	種類	産業廃棄物	一般廃棄物	都市施設廃棄物	その他
A	重要輸入原料、材料に代って物質回収ができるもの	鉄くず、非鉄金属くず、紙くず、繊維くず、廃油、廃プラスチック類	家庭電化製品、自動車オートバイ、ピアノ、プラスチック製品、空カン、空ビン、廃タイヤ等適正処理困難物	—	—
B	有価物回収により、環境保全が図れるもの	廃酸 有害物質含有汚泥 ダスト類、燃えがら	紙くず、繊維くず、ガラスくず アルミ空カン	—	—
C	物質回収により省エネルギーが図れるもの	紙くず ガラス、陶磁器くず	紙くず、繊維くず、ガラスくず アルミ空カン	—	—
D	エネルギー源として利用でき、継続的、効率的に排出されるもの	木くず（建設廃木材） 廃プラスチック類（廃タイヤ）	可燃性一般廃棄物	下水道汚泥	—
E	大量に発生するが、盛土材等に転用でき、処分地の減量化が期待できるもの	鉱さい（含砂廃材） 建設廃材	—	上下水道汚泥 下水道焼却残灰	陸上土砂 （くっさく残土 廃土砂）
F	国内資源であるが、将来、不足するおそれのあるもの	—	—	—	下水処理水 ↓ 工水・上水 （水資源）

表-3 廃棄物リサイクルシステム開発調査・研究内容総括表

区分	要素技術開発調査検討項目	内 容
廃棄物総合処理システム関係	1. 微粉炭利用下・廃水の処理	(1) 下水汚泥の微粉炭添加脱水、加工処理 (2) 下水処理場各種返送水、2次処理水の微粉炭を用いた高度処理 以上を中規模テストプラント試験により、大型化、連続運転の可能性を探る。
	2. 廃棄物物質資源回収 3. 廃棄物エネルギー資源回収	(1) 下水汚泥と都市ごみの混合、湿式分別による有価物の回収 (2) 混合スラリーの微粉炭添加脱水 (3) 脱水スラッジ炭の乾燥、熱分解、焼却、エネルギー回収 以上を、中規模テストプラントにより試験を行い、大型化、実用化の可能性を探索する。
	4. 廃棄物管路輸送	ごみ、汚泥の湿式摩砕スラリーの管路輸送について、テストプラント試験を行い、大型化、実用化の可能性を探索する。
	5. 総合評価	廃棄物総合処理システムについて、テクノロジーアセスメント環境影響評価、社会、経済影響調査を行う。この場合、代替要素技術をも考慮する。
	1. 下・廃水の有効利用	(1) 下水処理水の再利用、水域の環境基準達成を目的とした高度処理技術の開発 (2) 都市における種々の水の再利用の方策の調査、検討を行い、大阪市における水の再利用システムを確立する。
有効利用関係	2. 上・下水道汚泥有効利用	(1) 下水汚泥の i ) 芝生に対する効果、ii ) 汚泥中重金属の植物への移行調査 (2) 上水道汚泥の骨材、埋立柱材 ( i ) アスファルトファイラー、ii ) 埋立柱路盤材、iii ) 埋立柱材 ) への有効利用 以上について研究を継続し、技術開発を図る。
	3. 道路工事排出土砂の再利用	残土の資源への有効性について、その利用可能な方法について検討し、実用化を図ることにより残土の減量、処分の適正化を図る。
	4. 特定廃棄物有効利用	(1) 特定廃棄物の資源化、有効利用に係る調査及び促進 (2) 産業廃棄物について、特に廃棄物データベースシステムの開発
	5. 社会・経済影響評価	廃棄物のリサイクル、有効利用に伴う社会、経済影響等の社会システム全般に亘る調査、研究

## 5 大阪市公害対策審議会に対する 諮問及び同審議会の答申と意見

昭和40年～

40 . 2 . 22	諮問	大気汚染の環境基準について
40 . 12 . 8	答申	各汚染物質に関する環境管理基準を提案
44 . 7 . 24	諮問	大気汚染に係る当面の施策について
44 . 10 . 24	答申	ビル暖房の規制について
44 . 12 . 18	〃	健康被害の救済に関する大阪市の方向づけ
46 . 8 . 14	意見聴取	クリーンエアプランの実施について
46 . 12 . 17	意見	
47 . 8 . 18	諮問	1) 悪臭防止法の施行に伴う地域指定、規制基準の設定について
48 . 7 . 23	答申	2) 窒素酸化物に関する大阪市の防止対策の方向づけについて
48 . 3 . 2	意見聴取	クリーンウォータープランの実施について
48 . 7 . 23	意見	
49 . 10 . 12	意見聴取	クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源源減計画について
50 . 2 . 21	意見	
49 . 11 . 20	意見聴取	公害健康被害補償法にもとづく地域指定について
〃	意見	
50 . 2 . 21	意見聴取	北港処分地における廃棄物の埋立処分にかかる環境汚染防止対策に
50 . 4 . 21	意見	ついて
50 . 10 . 17	諮問	大阪市廃棄物処理計画について
51 . 3 . 6	答申	
52 . 3 . 2	諮問	大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方について
52 . 4 . 19	第1次答申	
52 . 4 . 19	諮問	追加悪臭3物質に係る規制地域及び規制基準について

( 諮 問 )

大環保第 3 5 4 4 号

昭和 5 2 年 3 月 2 日

大阪市公害対策審議会

会 長 梶 原 三 郎 殿

大 阪 市 長 大 島 靖

大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方について(諮問)

本市における大気の汚染状況は、数年前に比し大幅に改善されてまいりましたが、今後の課題としては「総量規制方式の導入に際しての技術的諸問題」を早急に解決し、かつ、地域特性に応じたらみつな施策を確立する必要があると考えます。

したがって、各汚染物質ごとの環境基準を達成する手法ならびに環境管理のあり方に関し、下記の事項について貴審議会に諮問します。

記

1. 硫黄酸化物対策

- (1) 大気汚染防止法にもとづく総量規制の導入について
- (2) 環境基準達成のための実施方策について

2. 窒素酸化物対策

- (1) 総量規制実施のための技術的基礎について
- (2) 環境基準達成のための具体的実施方策について

3. 粒子状物質対策

防止対策の方向づけについて

( 答 申 )

昭和 5 2 年 4 月 1 9 日

大 阪 市 長 大 島 靖 殿

大阪市公害対策審議会

会 長 梶 原 三 郎

大気汚染防止法に基づく総量規制の導入  
について（硫黄酸化物対策第1次答申）

昭和52年3月2日付大環保第3544号をもって諮問のあった「硫黄酸化物対策」のうち、大気汚染防止法に基づく総量規制の導入について、本審議会において技術的、専門的立場から慎重に審議を行った結果、次のとおりの結論を得たのでご答申します。

大気汚染防止法に基づく総量規制の導入  
について（硫黄酸化物対策第1次答申）

はじめに（略）

1. 総量規制について

(1) 環境目標値

環境基準値の長期的評価としての1日平均値0.04ppm以下が年間を通じて98%以上満足するよう、市内の汚染の実態に応じて求めた年間平均値0.018ppmを環境目標値とすることが妥当である。

(2) 地域分割

大阪市における工場・事業場の分布の状況及び大気の汚染の状況を見ると、西部臨海地域に大規模工場が多く、硫黄酸化物排出量も多いが、中小発生源は市内全域に分散している。

また、汚染濃度も地域差が少ないので、市内は地域分割しない方が妥当と考えられる。

なお、広域的立場に立てば、大阪府下の第1次指定地域のうち、大規模工場が密集し、汚染濃度も比較的高い大阪市・堺市；高石市については、他地域と分割する方が妥当と考えられる。

(3) 許容排出総量

大阪市における発生源の状況、気象条件および隣接地域の発生源による汚染の影響等を考慮すると、市内全域で環境基準を達成維持することが可能な年間の許容排出総量は、おおむね14,000トンである。

(4) リザーブ排出量

48年度から55年度の原燃料使用量を、製造業の業種別に推定すると約14%の増加が見込まれる。

一方、市内の電気事業の将来については、公害等防止協定により、燃料使用量の制約をうけるので、硫黄酸化物排出量の増加は考えられない。

また、今後の新増設施設については、特別の総量規制基準が適用されるので、昭和55年度までのリザーブ排出量として最大限10%程度を見込んでおけば十分であろう。

(5) 総量規制基準

ア 特定工場・事業場の規模

市内の規模別発生源の原燃料使用量と硫黄酸化物排出量との関係からみて、特定工場・事業場の規模は、定格の原燃料使用量が0.8kℓ/時程度以上とするのが妥当である。

イ 規制方式

大阪市域における工場・事業場の密度、硫黄酸化物の排出の状況、発生源の状況等の条件を考慮して、規制方式としては、原燃料使用量方式を採用することが妥当である。

総量規制基準式（既設）

$$\dots\dots Q = a W^b$$

特別の総量規制基準式（新增設）

$$\dots\dots Q = a W^b + r \cdot a \{ (W + W_i)^b - W^b \}$$

ウ a の値

a の値については、市内全域において環境目標値を満足することを目途とし、市内固定発生源の地上汚染寄与率及び隣接地域の対策の進行状況等を勘案して2.0～1.8の範囲で決めるべきである。

エ b の値

b の値については、市内における特定工場・事業場の規模別分布状況、規模別発生源の原燃料使用量と硫黄酸化物排出量との関係の実態、規模別発生源の対応能力等を考慮すると、おおむね0.85が妥当であると考ええる。

オ r の値

新增設施設に係る特別の総量規制基準rの値は、大阪市における発生源と環境濃度との実態からみて、最下限の0.3程度にするのが妥当である。

## (6) 燃料使用基準

燃料使用基準は、工場・事業場の規模、硫黄含有率別の燃料供給の見通し、総量規制基準との関係、過去の指導経過等を考慮して、硫黄含有率0.40～0.35%の範囲で決めるべきである。

## 2. 総量規制実施に伴う特別措置について

### (1) 工場・事業場対策

ア 対策済工場・事業場の取り扱い

既に、総量規制基準及び燃料使用基準を満足している工場・事業場については、汚染の現況を勘案すると、規制基準値までの硫黄酸化物排出量の増加を、当分の間、認めない施策を講じる必要があると考える。

イ 局地高濃度汚染の解消

工場等が密集し、局地高濃度汚染を生じている地域については、当該地域への汚染寄与率が高い周辺の工場・事業場について、総量規制基準のみならず、適切な規制強化又は移転等の特別施策を講じるべきである。

上記ア、イの措置は、適用される発生源への影響が大きく、その実施にあたっては、当該地域の汚染の状況及び発生源の状況の推移等を十分配慮して、対処されなければならない。

(2) 船舶及びジゼル自動車の臨海部及び市内中心部に対する汚染寄与から判断して、大阪市内全域で環境基準を達成するために、船舶については約50%の排出量の削減が必要であり、ジゼル自動車については燃料中の硫黄含有率を0.25%以下にしなければならない。したがって、これらの実現をはかるために国、その他の関係機関に強く要請すべきである。



### 3. 今後の課題

環境基準を達成するためには、総合的な見地から下記事項の内容についても詳細な検討が必要であり、具体的な実施方策について今後引き続き検討し報告する。

#### (1) 総量規制実施要綱の必要性

法規制のほか、別途、制約の必要な事項については、大阪市と発生源の間でなんらかの取り決めが必要であり、この点については、今後、大阪市独自の実施要綱を作成し、その中で取り扱う必要がある。

#### (2) 監視指導体制の整備

総量規制基準は、工場毎の1時間当りの排出量を規定しているので、規制の実効性を上げるためには、従来の規制方法とくらべ、精度の高い監視が要求される。このために、現状の発生源常時監視システムの拡充整備等、監視体制の見直しが必要である。

#### (3) クリーンエアプランとの整合

総量規制は、汚染寄与率に基づいて、地域のみならず工場・事業場ごとの許容排出量を具体的に示したものである。これは48年11月に大阪市が策定したクリーンエアプラン'78を補完するものであり、総量規制の主旨に沿った実施要綱をも含めて、早い時期に修正されるべきであろう。

### 附 帯 意 見

#### (1) クリーンエネルギーの供給体制の確立

クリーンエネルギーの供給については、当審議会たびたび述べられているが、クリーンエネルギーの安定した供給は、大気汚染対策にとって必須条件であり、今後、国およびエネルギー供給機関に対し、安定供給について強く要請すべきである。

#### (2) 大阪府及び隣接自治体との協力体制

総量規制の実施にあたっては、大阪府と緊密な意見調整をはかるとともに、隣接自治体と円滑な対策を推進するため、常時、緊密な連携をとるべきである。

6 昭和52年度 大阪市公害関係予算総括表

項目 局別		工場適正 分散事業費	大気汚染 防止対策費	水質汚濁 防止対策費	騒音・振動 防止対策費	地盤沈下 対策費	悪臭防止 対策費
環境保健局	52年度	2,001,875	159,943	68,956	121,588	13,931	2,166
	51年度	2,002,000	175,901	65,820	118,206	13,570	3,786
	増△減	△125	△15,958	3,136	3,382	361	△1,620
経済局	52年度		10,000	17,000			
	51年度		24,000		11,000		
	増△減		△14,000	17,000	△11,000		
環境事業局	52年度		1,500,882	101,300			
	51年度		1,695,000	37,100			
	増△減		△194,118	64,200			
土木局	52年度			311,000			
	51年度			312,200			
	増△減			△1,200			
下水道局	52年度			34,065,000			
	51年度			33,086,000			
	増△減			979,000			
港湾局	52年度			546,091			
	51年度			569,592			
	増△減			△23,501			
教育委員会	52年度				1,520,242		
	51年度				1,569,892		
	増△減				△49,650		
合計	52年度	2,001,875	1,670,825	35,109,347	1,641,830	13,931	2,166
	51年度	2,002,000	1,894,901	34,070,712	1,699,098	13,570	3,786
	増△減	△125	△224,076	1,038,635	△57,268	361	△1,620

(単位：千円)

産業廃棄物 処理対策費	健康対策費	助成事業費	融資基金費	その他	計
74,751	16,953,388	365,154	960,000	53,886	20,775,638
283,119	8,022,741	358,484	1,050,000	47,336	12,140,963
△ 208,368	8,930,647	6,670	△ 90,000	6,550	8,634,675
17,000				12,550	56,550
				60,430	95,430
17,000				△ 47,880	△ 38,880
					1,602,182
				61,500	1,793,600
				△ 61,500	△ 191,418
					311,000
					312,200
					△ 1,200
					34,065,000
					33,086,000
					979,000
					546,091
					569,592
					△ 23,501
				48,000	1,568,242
				48,000	1,617,892
					△ 49,650
91,751	16,953,388	365,154	960,000	114,436	58,924,703
283,119	8,022,741	358,484	1,050,000	217,266	49,615,677
△ 191,368	8,930,647	6,670	△ 90,000	△ 102,330	9,309,026

# 7 公害関係職員数 (環境保健局)

## (1) 環境部職員数

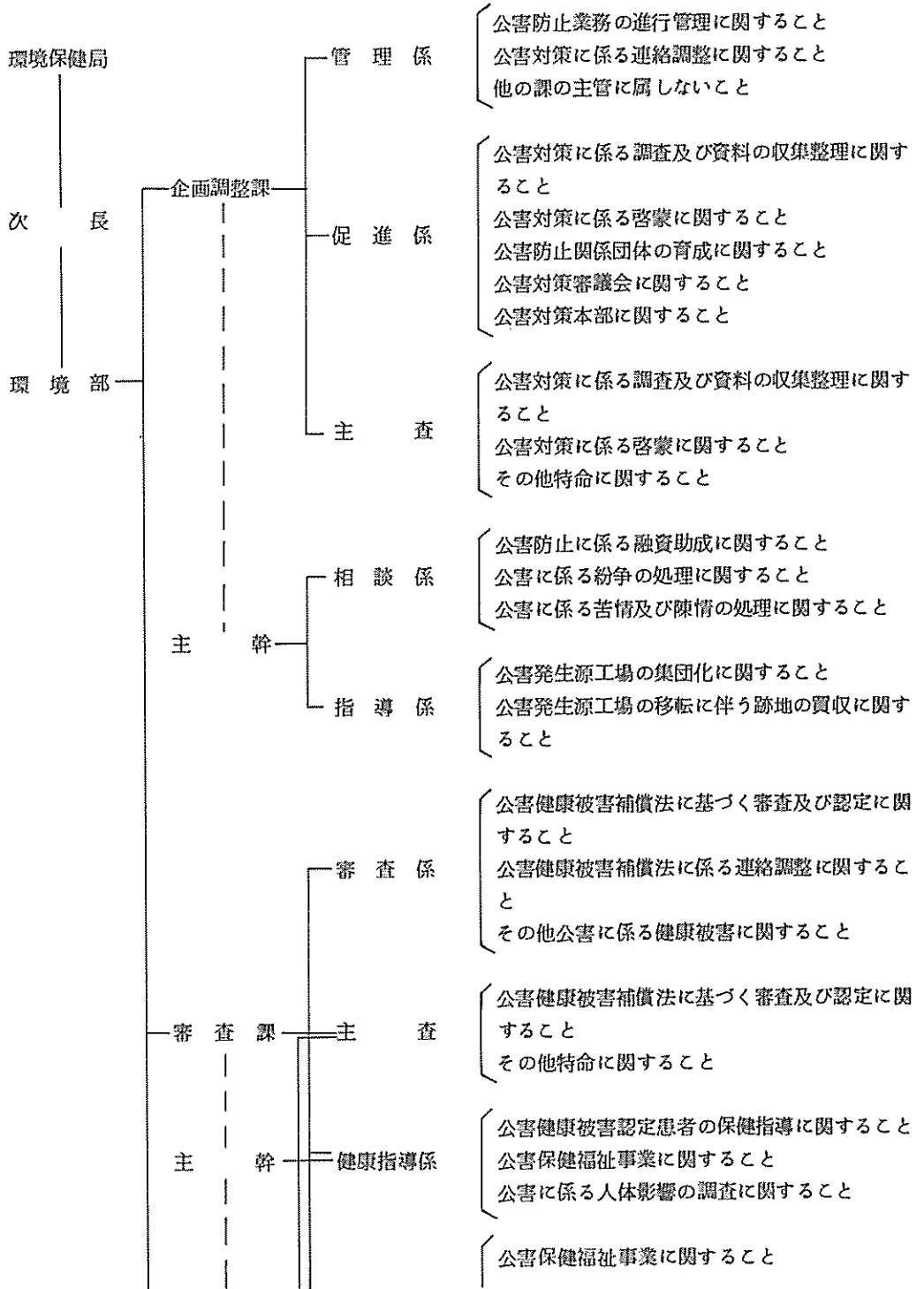
昭和52年6月1日現在

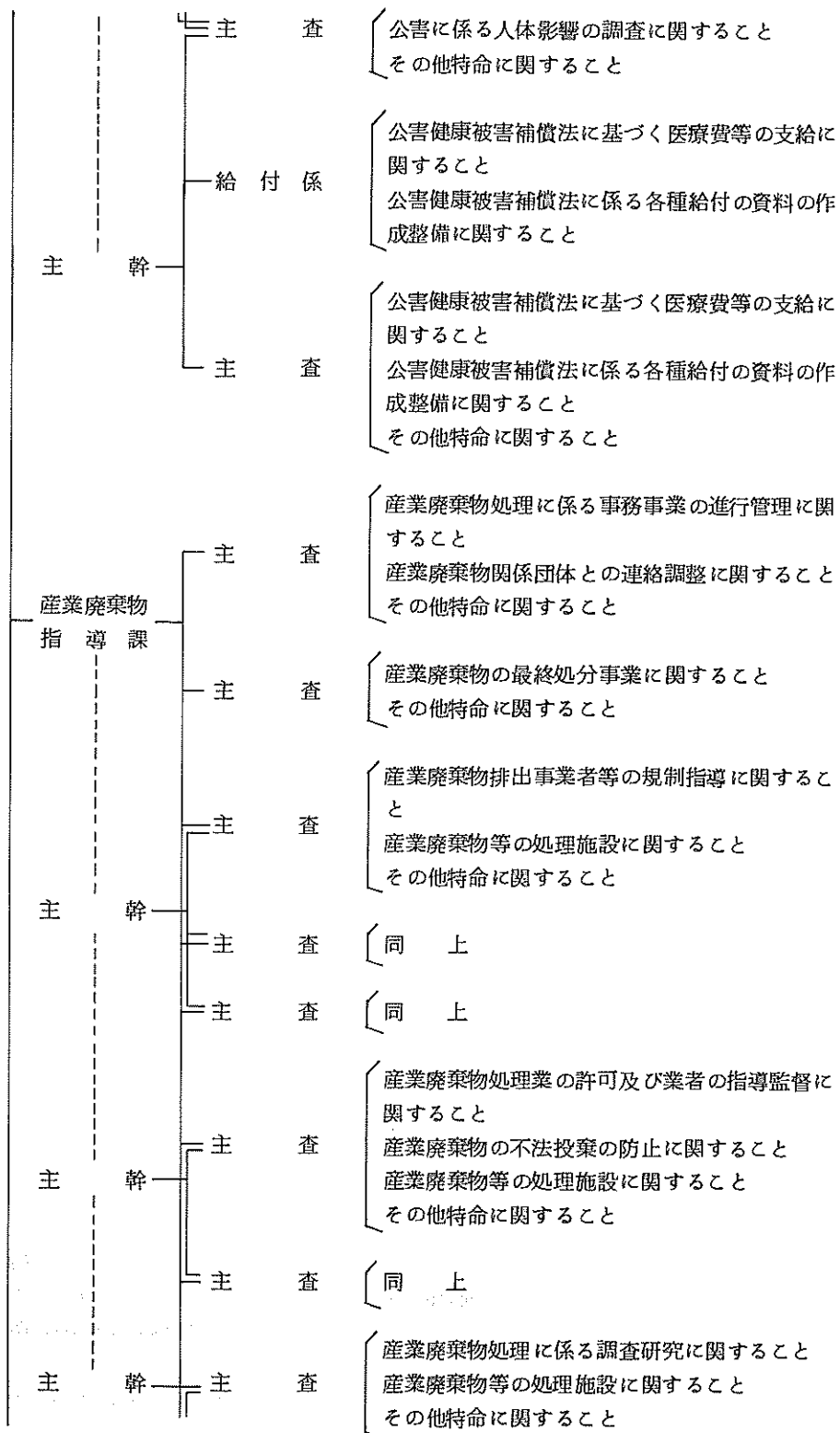
課・係	職 種	事 務	医 師	薬 師	獣 医	保 健 婦	技 術							看 護 婦	公 害 監 視 員	技 術 補 助 員	自 動 車 運 転 手	一 般 査 助 員 手	計	備 考
							機 械	電 気	土 木	衛 生 環 境 工 学	化 学	建 築	気 象							
企 画 調 整 課 管 理 係		10		2						4						17	10		43	部 長 1 課 長 1 主 幹 1 主 幹 4 (出 向) 主 査 1 主 査 5 (出 向)
促 進 係		4																4	54	
相 談 係		4																4		
指 導 係		3																3		
審 査 課 審 査 係		12	1										1					14		課 長 1 主 幹 2 主 査 3
給 付 係		9											1					10	31	
健 康 指 導 係		4		2		1												7		
産 業 廃 棄 物 指 導 課		4		14	3				2	1	4							28		28
規 制 課 大 気 係		1		4			2			3			1					11	課 長 1 主 幹 2 主 査 3	
自 動 車 排 ガ ス 係				1			1				1	1						4		31
水 質 係				4				1	3									8		
騒 音 係		1		2			3	1			1							8		
公 害 規 制 隊 第 1 規 制 班				4			1			1								6	21	
第 2 規 制 班				2						2								4		
第 3 規 制 班				3			1											4		
第 4 規 制 班				2			1											3		
第 5 規 制 班				2	1		1											4		
環 境 汚 染 監 視 セ ン タ ー 観 測 係		1		6			3	1	2	1								14	20	所 長 1 主 査 2
検 査 係				3						2						1		6		
計		53	1	51	4	1	13	1	10	9	9	1	2	2	17	10	1	185		

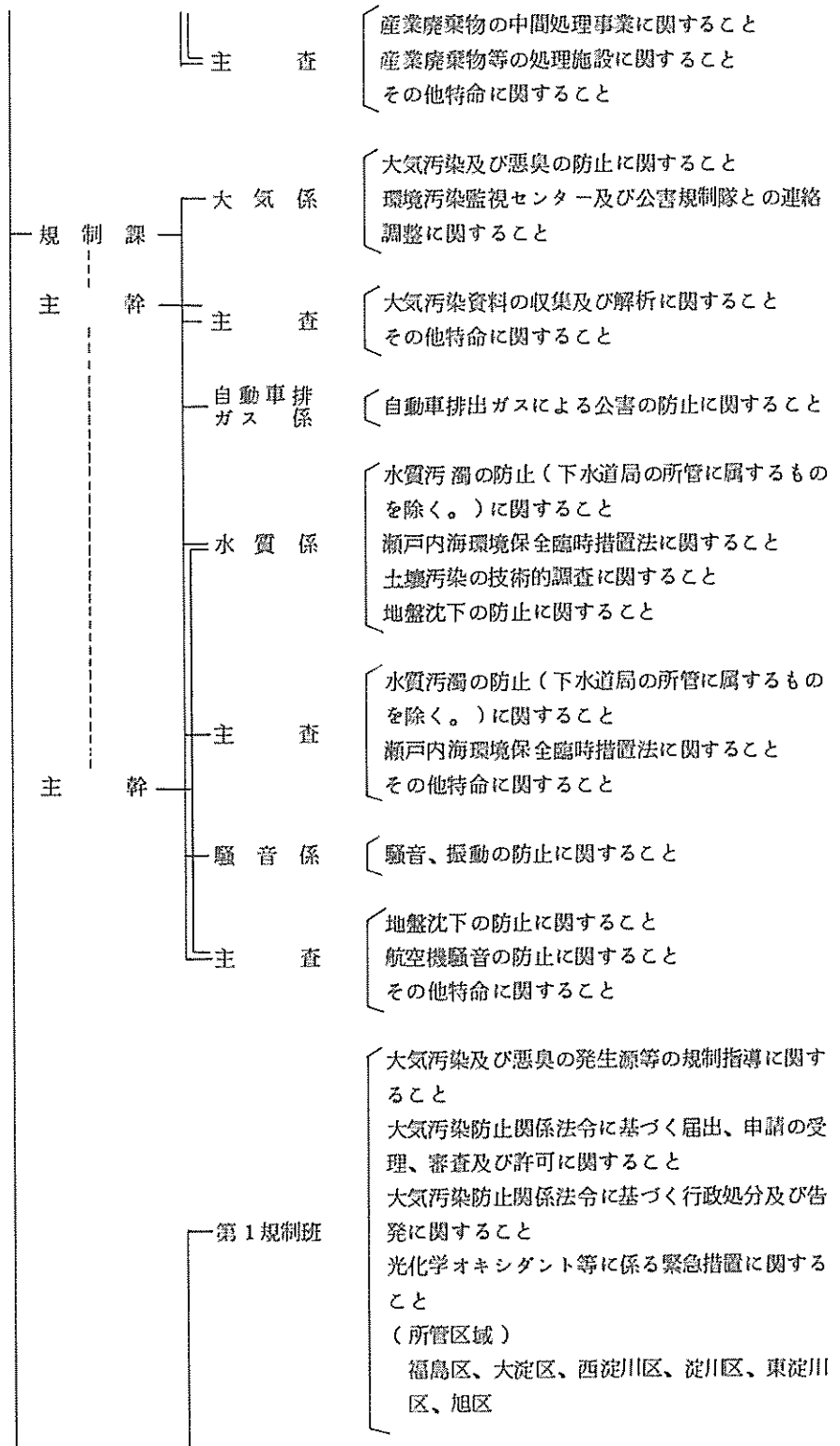
## (2) 保健所公害関係職員数

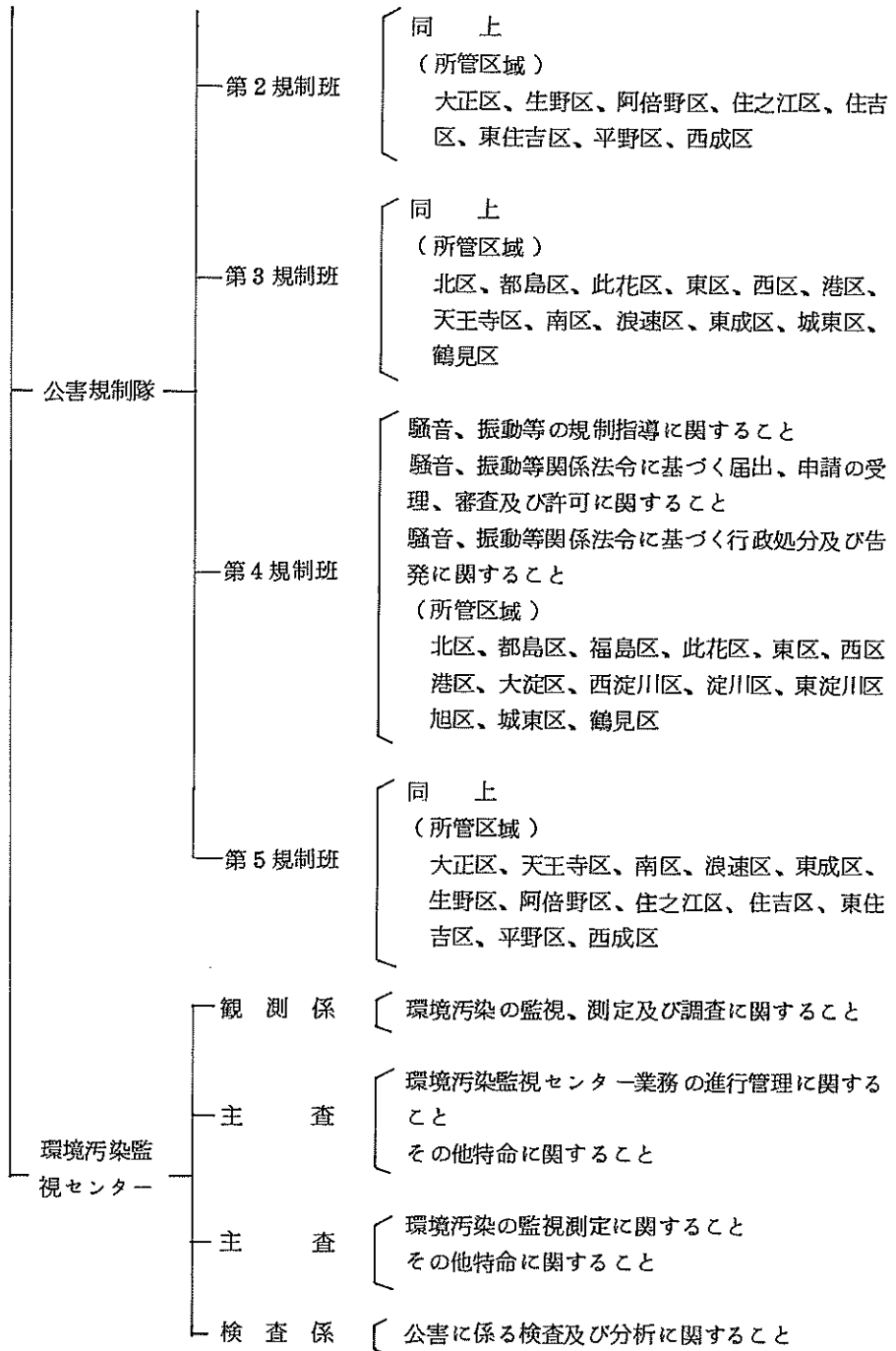
2 6 保 健 所	17	33	21		2					1					17			141	環 境 課 長 20 主 幹 3 環 境 係 長 26 主 査 19
-----------	----	----	----	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	----	--	--	-----	---

## 8 環境保健局環境部組織機構





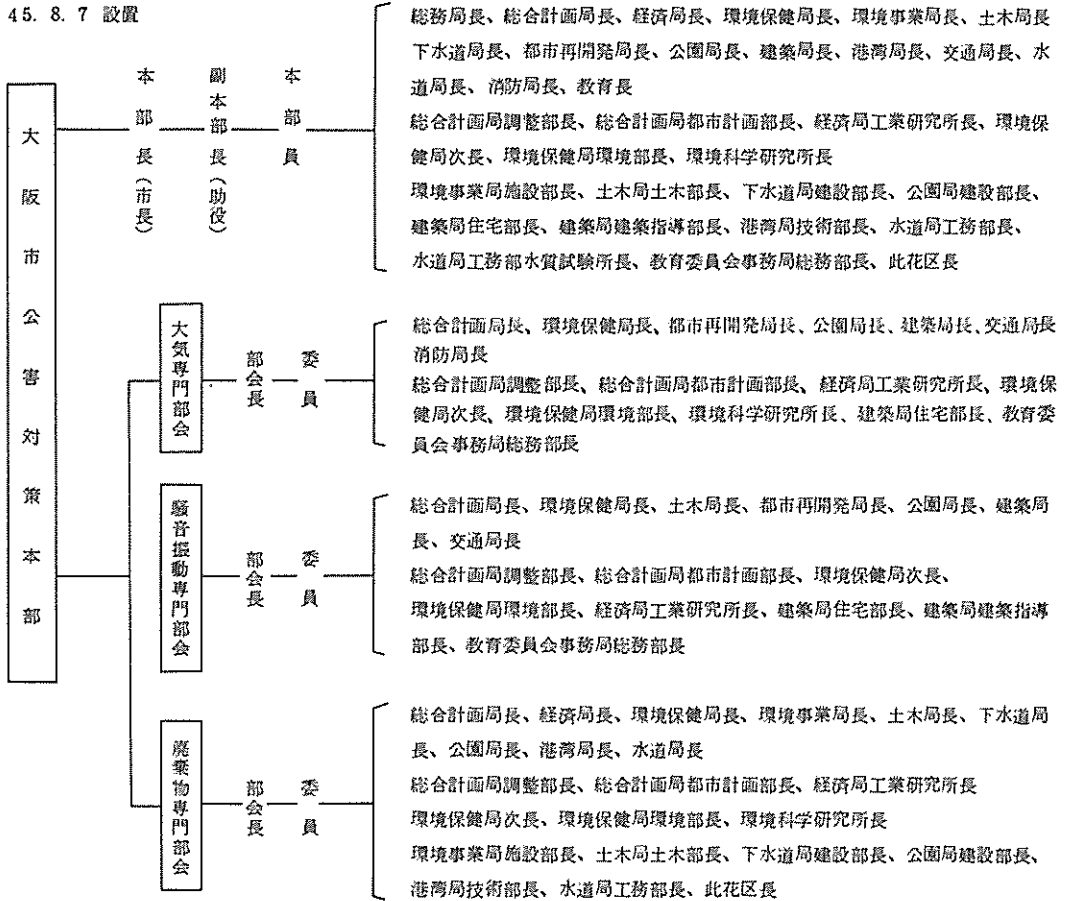






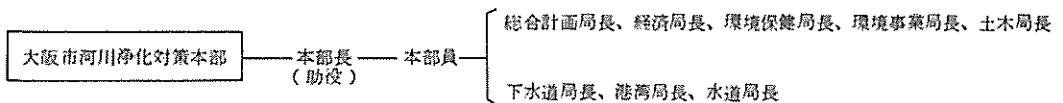
## 9 大阪市公害対策本部組織

### 45. 8. 7 設置



## 大阪市河川浄化対策本部

### 49. 6. 11 設置



## 10 公害関係協議会等一覧表

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
1	公害対策審議会	(事務局) 大阪市環境保健 局環境部 (会長) 阪大名誉教授 梶原 三郎	委員 30名以内 (現在30名)	37. 3. 31	公害関係諸問題についての重要 事項の調査及びその対策の審議 に関する事務 (大気・水質・騒音振動・廃棄 物の4部会を設置)
2	7大都市首 長懇談会	横 浜 市 川 崎 市	大 阪 市 東 京 都 横 浜 市 名 古 屋 市 京 都 市 神 戸 市 川 崎 市	50. 4. 16	総量規制研究会 自動車交通量削減必要量の根 拠を明らかにするため、窒素酸 化物等汚染物質排出規制の科学 的手法を確立する
			大 阪 市 東 京 都 神 戸 市 川 崎 市	50. 2. 22	自動車技術評価委員会 (1) 低公害車認定のための調査 測定 (2) 自動車メーカーの低公害技 術開発状況の継続的監視
3	10大都市 公害主管局 部長会議	加盟都市持回り	札 幌 市 東 京 都 横 浜 市 川 崎 市 名 古 屋 市 京 都 市 大 阪 市 神 戸 市 北 九 州 市 福 岡 市	44. 11. 14	公害行政の諸問題について意見 の交換と相互の連絡を行ない、 公害行政の効果的推進に資する ことを目的とする
4	大阪府市公 害行政連絡 協議会	大 阪 府 大 阪 市 交互で分担	大 阪 府 大 阪 市	42. 1. 10	府、市相互の緊密な連絡協議を 図り、統一的効果的な公害行政 の推進を期する

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
5	大阪府市長会行政部会公害問題主催者会議	大阪府市長会	府下31市	45. 4. 1	大阪府下各市の公害行政に関する連絡を密にし、その円滑な運営をはかり、公害行政全般の改善推進に資することを目的とする。
6	大阪市・尼崎市公害行政連絡会	大阪市環境保健局環境部及び尼崎市環境保全局持回り	大阪市 尼崎市	43. 8. 7	両市の公害関係情報の交換及び大気汚染等の協同調査
7	大阪市・堺市公害行政連絡会	大阪市環境保健局環境部及び堺市公害対策部持回り	大阪市 堺市	46. 10. 23	両市の公害関係情報の交換
8	大阪市・東大阪市・八尾市公害行政連絡会	大阪市環境保健局環境部、東大阪市都市公害部及び八尾市市民経済部持回り	大阪市 東大阪市 八尾市	46. 6. 22	三市の共通する公害問題の連絡調整と情報交換
9	大阪市公害防止会連合会	(事務局) 環境保健局環境部連絡調整課 (会長) 西淀川区公害防止研究会会長 江崎利一	北区公害防止研究会ほか24公害防止研究会	35. 10. 1 (大阪市雑煙防止会連合会として)	公害発生関係事業主により公害関係諸調査研究、啓蒙等の自主実践活動を行う他、自治体の公害行政に協力し、対策の実を挙げる
10	全国大気汚染防止連絡協議会	東京都及び大阪府(常任幹事県)	大気汚染関係府県市及び国の関係省庁	38. 10. 1	大気汚染防止法に基づく諸対策に関する各自治体の情報交換及び技術上の問題の検討、国への要望

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
11	阪神広域大気汚染対策連絡協議会	大阪府 兵庫県	大阪府 大阪府 堺市 兵庫県 神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 大阪管区気象台 大阪市環境科学 研究所等測定機 関及び通産局	40.11.1	大気汚染の広域性に対処して、広域的な大気汚染対策を推進する
12	社団法人 大気汚染研究全国協議会	(会長) 鈴木 武夫 (理事長) 大喜多 敏一	47の都道府県 市町等と46の 会社・団体並び に約1,200人の 個人会員からな っている	34.12.29	大気汚染に関する学術的な調査 研究及び知識の普及を図り、公 共の福祉と産業の発展に貢献す ることを目的に次の事業をおこ なう。 (1) 大気汚染に関する調査研究 (2) 大気汚染に関する調査の連 絡及び情報交換 (3) 大気汚染に関する講演会、 研究発表会、学会等の開催 (4) 大気汚染に関する刊行物の 発行 (5) その他、この法人の目的達 成に必要な事業
13	近畿地方 大気汚染調 査連絡会	(事務局) 大阪管区気象台 (委員長) 大阪大学名誉教 授 梶原 三郎	・近畿地方の大 阪府市等関係 府県市行政機 関 ・大学研究機関 ・大気汚染関係 メーカー等	31.7.20	4分科会に分け、近畿地方の大 気汚染実態は握と影響調査及び 大気汚染防止方法の研究の実施

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
14	大阪自動車排出ガス対策推進会議	(庶務) 大阪府生活環境部公害室特殊公害課 大阪市環境保健局環境部規制課 (議長) 大阪府知事 黒田了一 大阪市長 大島 靖	大阪市・大阪府 大阪陸運局 大阪府警察本部 大阪府陸運事務所 近畿地方建設局 大阪商工会議所 大阪青年会議所 大阪府市長会 大阪府町長会 大阪府自家用自動車連合協会 など22団体	43. 4. 27	自動車排出ガス防止に関する対策を積極的に推進するため、次のことをおこなう (1) 推進すべき自動車排出ガス対策とその推進方法 (2) 自動車排出ガス対策に関する情報の交換 (3) その他自動車排出ガス防止対策について特に必要と認める事項
15	瀬戸内海環境保全知事・市長会議	兵庫県生活部 (議長) 兵庫県知事 坂井時忠	大阪府 兵庫県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 大阪市 神戸市 北九州市	46. 7. 14	(目的) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境の保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現すること (事業) (1) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨の徹底 (2) 瀬戸内海の環境保全のための基本施策の推進 (3) 国に対する建議及び要望 (4) その他必要な事業

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
16	(社)瀬戸内海環境保全協会	兵庫県知事 坂井時忠	大阪府 兵庫県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 大阪市 神戸市 北九州市 など36団体	5.1.12.22	瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚並びに調査研究、その他の事業を行うことにより、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資することを目的とする (事業) (1) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚 (2) 瀬戸内海の環境保全に関する調査研究 (3) 瀬戸内海の環境保全活動に関する指導助成 (4) 瀬戸内海の環境保全に関する情報の収集及び提供
17	大阪湾海水汚濁対策協議会	和歌山県生活環境局 (代表理事) 和歌山県知事 仮谷志良	大阪府 兵庫県 和歌山県 大阪市 堺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 高石市 高泉市 忠岡町 田尻町 岬町 阪南市 神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本	47.11.21	(目的) 広域的視野にたち、相互協力を密にし、大阪湾海水汚濁対策の推進を図り、もって大阪湾の浄化を実現すること (事業) (1) 大阪湾海水汚濁対策の推進 (2) 大阪湾の水質監視及び水質測定相互協力と情報交換 (3) その他必要な事業

番号	名称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	設立年月日	事業概要
			芦屋市 津名町 淡路町 東浦町 和歌山市		
18	淀川水質汚濁防止連絡協議会	近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局 長 佐々木才朗	近畿地方建設局 大阪通産局 近畿圏整備本部 水資源開発公団 国土庁 大阪府 京都府 滋賀県 兵庫県 大阪市 京都市 高槻市 枚方市 守口市 尼崎市 寝屋川市 阪神水道企業団	33. 7. 14	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握すると共に、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、淀川水質改善の実効をあげるため、つぎの事業を行なう (1) 淀川の水質保全に関して必要な広報、その他の運動 (2) 寝屋川浄化対策事業に対する協力 (3) 各河川における水質改善のための調査 (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業
19	大和川水質汚濁防止連絡協議会	近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局 長 佐々木才朗	近畿地方建設局 大阪通産局 近畿圏整備本部 大阪府 大阪市 堺市 富田林市 河内長野市 松原市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 河内町	42. 5. 12	大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質改善の実効をあげることを目的とし、次の事業を行なう (1) 大和川の水質保全に関する広報その他の運動 (2) 大和川水域の水質調査に対する協力

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
			太子町 狭山町 美原町 千早赤坂村 奈良県市 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 王寺町		(3) 大和川水域における水質調査の調整 (4) 大和川水域における下水道整備計画の促進
20	神崎川水質汚濁対策連絡協議会	近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 佐々木才朗	近畿地方建設局 大坂通産局 近畿圏整備本部 大坂府 兵庫県市 大坂市 豊中市 吹田市 摂津市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 能勢町 東能勢村 尼崎市 伊丹市 川西市 猪名川市 宝塚市 神安土地改良区	44. 4. 18	(目的) 神崎川の実態は握、水質管理を流域関係市町村並びに関係機関が一体となって施策を実施してその実効をあげる (事業) (1) 水質保全に関する広報及びその他の運動 (2) 水質改善のための調査 (3) 下水道整備事業に対する協力 (4) 不法投棄の取締り、工場の立入検査 (5) その他必要な事業



番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
21	大阪港海水汚濁防止対策協議会	大阪海上保安監部 (会長) 大阪港長 安芸昭助	大阪海上保安監部 近畿海運局 大阪通産局 神戸植物防疫所 大阪検疫所 大阪府 大阪市 堺市 高石市 泉大津市 民間28団体	42. 4. 20	大阪港およびその境界付近におけるごみ、流木、廃船、油、汚水などによる海水の汚濁防止に関する事項を協議し、もって船舶の交通安全確保および公害の防止を図るため、次の事項を調査、研究、協議し、対策を推進する。 (1) 汚濁の実態 (2) 汚濁の発生原因 (3) 汚濁防止対策
22	大阪地盤沈下総合対策協議会	大阪市環境保健局 (会長) 大阪市長 大島 靖	大阪府 大阪市 大阪商工会議所	36. 11. 27	大阪における高潮防弊及び地盤沈下防止に関する総合対策の樹立並びにその実施の促進に必要な事業を行なう
23	地盤沈下対策都市協議会	全国市長会 (会長) 新潟市長 井上 喜八郎	東京都 川崎市 川口市 新潟市 名古屋 大阪市 西宮市 尼崎市	35. 7. 28	(1) 協議会、懇談会等の開催 国会、中央関係各省に対し地盤沈下関係予算の増額、国庫の高率補助の要望陳情を行なう (2) 研究会の開催 関係各省庁の担当官あるいは学識経験者を講師として地盤沈下に関する諸問題についての研究 (3) 広報活動 広報パンフレット等を刊行し地盤沈下対策の促進を関係方面に要望する
24	大阪府市産業廃棄物処理対策協議会	大阪府 大阪市 交互で分担	大阪府 大阪市	45. 7. 23	府、市相互の連絡を密にし、産業廃棄物処理対策の円滑な運営をはかることを目的とする

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
25	大阪廃棄物対策協議会	(事務局) (社)大阪工業会 (会長) 大阪商工会議所 会頭 佐伯 勇	大阪府 大阪市 堺市 東大阪市 豊中市 大阪府市長会 大阪商工会議所 (社)関西経済連合会 (社)関西経済同友会 関西経営者協会 (社)大阪工業会 大阪府中小企業団体中央会 (社)大阪府工業協会 (社)大阪市工業会連合会 (財)大阪科学技術センター (財)関西産業公害防止センター	52. 6. 21	(目的) 産業廃棄物の適正な処理、処分並びに再資源化に関する具体策を推進するため、次の事項について協議する。 (1) 廃棄物関連法規に関すること (2) 処理技術に関すること (3) 処理システムに関すること (4) 省資源、省エネルギー問題に関すること (5) 資源リサイクル問題に関すること (6) その他必要な事項
26	大阪国際空港騒音対策協議会	伊丹市 (会長) 伊丹市長 矢埜 與一	豊中市 伊丹市 川西市 池田市 宝塚市 尼崎市 西宮市 箕面市 大阪市 大次田市 芦屋市	39. 10. 16	(目的) 大阪国際空港における航空機騒音防止対策をはかること (事業) (1) 騒音の調査及び資料の収集 (2) 騒音防止対策の立案とその促進 (3) 騒音防止及びその対策に関する法制化の促進 (4) その他必要な事業

番号	名称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	設立年月日	事業概要
27	全国民間空港関係市町村協議会	伊丹市 (会長) 伊丹市長 矢笠與一	全国の民間空港 に關係する68 市町村が加盟	42. 2. 23	(目的) 加盟市町村が有する民間空港關 連の各種の問題を総合的に調査 研究し、これを解決するための 方策を推進する
28	公害補償地 域(大気系) 連絡協議会	大阪市環境保健 局環境部審査課	千葉市 東京都(千代田 区ほか19区) 横浜市 川崎市 富士市 名古屋市 東海市 四日市市 橿町(三重県) 大阪市 吹田市 豊中市 堺市 尼崎市 倉敷市 玉野市 備前市 北九州市 大牟田市	47. 5. 31	(1) 国に対する要望事項の検討 と調整 (2) 国家予算獲得に対する運動 (3) 制度改正案の策定及び制度 の将来展望に關すること (4) 各都市との情報の交換 (5) その他

## 11 公害関係の主なでき事

(昭和51年4月～昭和52年6月)

年 月	大 阪 市	月	大阪府・国・その他
昭和51年			
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会設置</li> <li>○大阪市総合交通対策本部設置</li> </ul>	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車排出ガス年度規制実施</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4回環境週間実施</li> <li>○鍛造工場実態調査実施</li> <li>○大阪市、尼崎市公害行政連絡会開催</li> <li>○河川浄化対策本部会開催</li> <li>○市内河川、港湾区域の底質調査実施</li> </ul>	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●瀬戸内海環境保全臨時措置法の2年間延長決定</li> <li>●水質汚濁防止法に基づく規制対象の拡大(浄水施設等)</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和50年度環境騒音調査結果発表</li> </ul>	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●振動規制法公布</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和50年度大気汚染濃度測定結果発表</li> </ul>	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●悪臭防止法の一部改正(悪臭物質に3物質追加)</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公害の現況と対策51年版発表</li> </ul>	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●振動規制法施行令の公布</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公害防止月間実施</li> <li>○排煙脱硫装置設置工場一斉調査</li> <li>○自動車排出ガス対策の推進に関し、国へ要望書を提出</li> </ul>	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●振動規制法施行規則の公布</li> <li>●六価クロム化合物含有鉱さい環境汚染調査結果発表</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○転地療養施設を西奈良病院に開設</li> </ul>	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●53年度自動車排出ガス規制の実施等を内容とする自動車排出ガス量の許容限度を改正する告示</li> <li>●新幹線鉄道騒音に係る地域指定告示(大阪府)</li> <li>●(社)瀬戸内海環境保全協会設立</li> </ul>
昭和52年			
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方について(硫酸化物・窒素酸化物及び粒子状物質対策)」大阪市公害対策審議会に諮問</li> </ul>	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「NO<sub>x</sub>低減技術報告書」(ヒアリング結果)発表</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「悪臭防止法に係る追加3物質の規制基準の設定について」大阪市公害対策審議会に諮問</li> <li>○「大気汚染防止法に基づく硫酸化物総量規制の導入について」大阪市公害対策審議会より答申</li> </ul>	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「賦課料率に係る地域の別について」中央公害対策審議会(環境保健部会)発表</li> <li>●「大阪国際空港におけるエアバスの導入に関する申入れについて」運輸省航空局長あて環境庁大気保全局長回答</li> <li>●廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び関係政省令等の施行(事業者処理責任・処理基準の強化、委託基準の設置、罰則の強化等)</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クリーン大阪センター完成(有害産業廃棄物コンクリート固化施設)</li> </ul>		
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪廃棄物対策協議会設立</li> <li>○第5回環境週間実施</li> <li>○染色工場及び製材合板工場実態調査実施</li> <li>○大阪市公害対策本部会開催</li> <li>○大阪府の硫酸化物総量削減計画を定めるに当たっての本市の意見について、大阪府知事あて具申</li> </ul>	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令(汚染負荷量賦課金の賦課料率等の改正)の公布</li> <li>●大阪国際空港にエアバス就航</li> <li>●「硫酸化物総量削減計画を定めるに当たっての意見について」、大阪府知事より照会</li> </ul>

年 月	大 阪 市	月	大阪府・国・その他
昭和52年		6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正（第3次規制）</li> <li>• 大阪地域公害防止計画の見直しについて、閣議決定</li> </ul>